

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第二十九号

昭和三十七年四月十七日(火曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

本日委員仲原善一君、柴田栄君及び藤田進君辞任につき、その補欠として田中啓一君、湯澤三千男君及び武内五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
森 八三一君

委員

植垣亦一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
重政 庸徳君
田中 啓一君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
湯澤三千男君
清澤 俊英君
戸叶 武君
天田 勝正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省振興局長 斎藤 誠君
農林省畜産局長 森 茂雄君
水産庁長官 伊東 正義君
水産庁次長 村田 豊三君

事務局側

常任委員 安案城敏男君
会専門員

本日の会議に付した案件

○農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(堀原茂嘉君) たいだいから農林水産委員会を開会いたします。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(閣法第四一號、衆議院送付)を議題といたします。

本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○藤野繁雄君 前回に引き続いて少しく質問いたします。提案の理由書を見まして、農業構造の改善と農業生産性の向上等をはかるために不可欠のものは農業の機械化である、こういうふう述べておられるのであります。

特に機械化の中でも農耕作業用の軽自動車というものは非常に勢いをもち、増加しておるのでありますから、近く各農家には一台ずつくらいは所有するようになるかと考えられるのであります。農家の使用しております

ところの軽自動車であるタイプはもっぱら農耕の作業用のものでありますから、軽自動車の免許じやなくて、特別に農耕作業用の自動車免許とするようにすべきであると考えますが、農林省はこれらの点について運輸省と交渉せられたことがありますが、もしあつたらば、どういふふうなことを交渉されたか、お伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘のとおり、現在タイプにおきましては農耕用軽自動車としての取り扱いを受けております。これが園場において使用される限りにおきましては、何らの免許も要らないわけでございますけれども、これにトラクターをつけて道路を走るといふような場合におきましては、これは免許を受けるということになつておるのでございまして、この点は道路交通の取り締まりの見地から免許を受けることはやむを得ないのでございまして、御指摘のよう

に農耕作業用の軽自動車でございますから、一般の自動車とは免許について特別な取り扱いをすべきではないか、こういう御指摘でございます。これにつきましましては、従来からもそういう御要望もあつたわけでございまして、われわれとしてもそのような措置をとるべきであらうと、こういう見地に立ちまして、これの主務官庁であります警察庁に對しましては、簡易な免許の方法についての取り扱い方を折衝して

参つたわけでございます。その結果、警察庁におきましては、その間の事情を了解されまして、軽自動車としての特別の現在の免許の方法はないわけでございますけれども、一般的な軽自動車の試験の中におきまして、たとえば構造試験のようなものはやつておりませんが、軽自動車の中におきましても限定つきの軽自動車の免許という制度が、これは公安委員会によつてとられていて、ところがあるわけでございますので、その場合におきましては、若干合格の基準について手心が加えられておるようでございます。警察庁におきましては、各府県に対する指導連絡会議等におきまして、農耕用の軽自動車については簡易な取り扱いをしてもよろしいという指示がいたしてあるというふうにおかれれば承知いたしておるわけでございます。そういうことでございまして、一応現在の農耕用の自動車の免許の取り扱いにおきましては、今申し上げたようなことで、軽自動車の中でも特別な措置がとられるようになつておると御了解願いたいわけでございます。なお、農耕用免許の取り扱いにつきましましては、三十六年の十一月一日で警察庁から各府県の警察本部長あてに通告が出ておりまして、十一月十五日以降の分については、その結果やさしく若干なつたように承知いたしておるわけでございます。

○藤野繁雄君 今のお話で、大体経過はわかつたのでありますが、まず第一は、免許に對するところの試験なん

です。この試験が厄介で、ほとんど農家はこれを持っているという段に、持つておる、試験は受けた、その試験が非常に困難なために、十人試験を受けたらば、三人か四人くらいしか試験がうからぬ。それで、試験の料金は非常に高い。こういうふうな状況だから、いろいろ陳情も各地方でやつてゐるのであります。陳情をやつた結果、ある程度試験が簡易になりつたのです。しかし、これでもまだ試験がむずかしいのでありますから、ただ畑の中を走るのが原則であつて、道路を走るといふようなことは、ただ瞬間的のことであるから、試験というものは、できるだけ簡単にして、そのタイプで畑を走ることができるといふことだけの試験でいいと思つてゐるのでありますから、三十六年の十一月十五日に通告が出てあるとしたならば、その通牒はどういふふうになつてゐるか存じませんが、最近試験はある程度簡易になつております。しかし、さらに試験を簡易にするようにひとつお願いすると同時に、試験料金です。この引き下げを交渉していただきたいと思つてゐますが、いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 現在、免許料としていたしましては、受験料が七百円、それから免許証の交付手数料が二百五十円ということになっておるわけでございます。それをまけてくれという要望のあるのは、農民のほうから実は聞いておらないのでございまして、

○藤野繁雄君 少しく具体的の問題に

て、それには一応軽自動車とは違つた認定、たとえば走行距離が十五キロ以下であるとか、あるいは一般の軽自動車については排気量三百六十ccを千五百ccまでにするとか、多少特殊な条件もありませうけれども、この農耕用の軽自動車というものにつきまして、は、大体農林省でこのような型式のものでという認定を受ければ、大体それに応じて運輸省では取り扱いをしてくれるというようなことに現状はなっておりますわけでございますが、その取り扱いの手続につきまして、なおいろいろ改善すべき点があるかと存じますので、引き続き努力いたしたいと考えております。

○藤野繁雄君　そこで農耕作業用の軽自動車というものはいかなるものであるのか、どんなものが農耕作業用の軽自動車であるかということは型式にまつてくるのです、今お話しのとおり。それで農耕作業用軽自動車の範囲というのは、今お話があったように、最高速度が十五キロ時以下、長さが四・七メートル以下、幅が一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、エンジンの排気量は今局長の話のとおりかなんであります。それでこれ以外であつたらうば、農耕作業用の軽自動車じゃないのです。であるから長さが四メートル七以下であつたらばいいのだから、この法律の適用除外の型式の農耕作業用の自動車を作ればいいのです。そういうふうな農耕作業用の自動車を今後作らして、この法律の制限外に置くようにしむけていくことが、法律は生かし、農耕作業用の軽自動車は運行ができること、こういうふうな一挙両得になりますか、そういうふうなことについて研

るに、二なつて、果正人二立つて、未だ

究しておられることがあったらば承りたいと思ふのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど申し上げましたように、現在農林省として大體農耕用の軽自動車として認定したものを、大體それを基準に置いて実運輸省においては取り扱つておるわけでございます。したがつて、それ以外というよりも、むしろ農林省で認定したものを、逆に運輸省において軽自動車としてこれを認定する、こういう扱いに現在はおつておるわけでございます。先ほどお話にありましたいろいろの手続関係等におきましては、あるいは認定を先は受けていないものについて一体どう取り扱うべきかということとで陸運局でいろいろ調査したというふうなことがありました関係で、いついふまでに全部持つてこいとかいふようなことがあつたのではなからうかと推測するわけでございます。したがつて、軽自動車として一応車両法の中で扱う限りにおきましては、むしろ、農林省でこういうものは農耕用軽自動車として認定されるべきものだといふものについて簡易な手続でやつてもらふといふことは、むしろ行き方としては本筋ではなからうかというように考えるわけでございます。

○藤野繁雄君 今お話で大體了解いたしました。したがつて、とにかく農耕作業用の農機具は増加していかなくなつちやいない。そうしなくては農業構造の改善は困難だといふようなことでありますから、現行法によつていろいろ困難な事情があるところのものは、すみやかに関係当局と打ち合わせの上、できるだけ便宜な措置をとられて農作業の改善ができるようにお願いしたいと思ふのであります。

うのであります。

次に、これに関連して、法律の第三條第二項によつてみまふと、
「国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配意しなければならぬ。」
このように第三條の第二項に書いてあるのは、今私が申し上げたようなことを参考にして、農業者が自主的にやろうとするところのものを助長していかなくつちやできない。助長するためには現在においていろいろの不合理の点があつたらばこれを是正して、そして農業構造の改善に資していかなくつちやできないといふようなことを書いてあるといふことは、私が申し上げたやうなことであらうと思ふのであります。第二項の趣旨は、どういふふうなものであるかお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(斎藤誠君) この二項の趣旨につきましても、まあ機械化が今後農業の動力調整の意味におきまして、あるいは栽培の改善におきまして、機械が今後どんどん入つていくだらうと思ひますけれども、それについては、やはり、農民のそれに対応する自主的な努力といふものをやはり前提として機械化といふことを進めていく必要がある。同時にまた、単に努力不足といふやうなことは、単に努力不足といふやうなことに伴ひまして、機械が入つてくることに伴ひまして、機械の効率も上げ、同時にまた、それに対応するやうな、やはり、経営の形態にもだんだん変わつてくる。つまり農業の経営の近代化といふやうな方向にだんだん沿つた措置が講ぜられるべきであ

らう。こういう意味で、一面においては農民の自主的な努力といふものを前提にし、さらに、機械が入るにあたりましては、単純に動力が行なうということから、経営の近代化といふやうなことに、つまり構造の改善に資するやうな配慮をもつてこれに指導に当たつて、こういう趣旨を書いたものでございませう。しかし、今お話しになりました、農民自身が機械を利用する場合におきまして、いろいろの不便があり、あるいは改善を要すべき点があります。ならば、これはひとりこの条文ばかりでなしに、当然、機械化促進の有効な措置の一つとしては十分やつていくべきことである、かように考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 その次は、第四條に、
「今後は、農機具を導入するに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。」
といふことなのであります。昭和三十一年度で、どういふふうな資金を、どれだけ準備しておられるか、お伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 農機具自身の今後の導入の措置をいたしましては、やはり融資が一番重要な手段ではなからうかと考へるのであります。現在まで御承知のように、農業改良資金から、機械の導入については各種の導入資金についての融通をいたしておるわけでございます。三十五年度までに六十七億の融資をいたしておるわけでございます。今後におきましては、主として、農業近代化資金から融通を受けるというものが重要なウエイトを占めるのではなからうかと考へておりま

して、五百億の融資の中で、おそろく、個人的な資金としては約四百億程度予定されているのでありますから、その中から農機具に対する資金融通の措置が講ぜられることにならうかと考へております。なお、そのほか農林漁業金融公庫から資金の融通を受けるとか、また一般の系統資金、あるいは商人、商業者の金融、特に農林、商工中央金庫からの融資といふものもこれにつけ加つて融資されることにならうかと考へております。

○藤野繁雄君 その場合において、これは債権者の考へ方であると思ふのであります。買つたところの農機具担保によつてのみ融資ができませんか。あるいはその他に担保を取るとか何とかいふやうな方法を講ぜられますか、これは農機具を買つたのでありますから、最大限度、担保を取るといふやうな場合においては、買つたところの農機具だけでいいと思ふのであります。貸し付けの形式はどう考へておられるか。

○政府委員(斎藤誠君) 近代化資金で融資する場合におきまして、通常の場合には連帯で融資をするといふことで、特に買つた農機具を担保として融資するといふやうなことは必ずしもとつていないのではないと思ひます。が、ちよつと調べてお答えいたします。

うことになつて、保証人に立つといふことを非常にきつらう。しかし買つた物が農機具だから保証人を立ててもらふなかつたて、それだけの担保でさしつかえないじゃないか、こういうことが私の質問の要旨なんです。保証人といふことはいなかで非常にきつらうのです。それだから、もし信用で貸していただければこの上ないけれども、担保を取らうな場合であつたらば、將來においてはその農機具を担保にするくらいで融資をすべきものであると私は信じている、だから一つ指導も、奨励もしていただきたいと思ふのであります。

それから二十八條、例の理事長及び監事、理事です。これは、理事長と監事は農林大臣が任命し、理事は農林大臣の認可を得てやられるのであります。が、どういふやうな人選の構想なんですか。

○政府委員(斎藤誠君) まだ具体的なことは申し上げられない段階ではございませんが、この農業機械化研究所が今後重要な使命を持つておりますので、広く業界あるいはその信頼を得て、また農業界についても十分の見識をもつて機械化の推進がうまいくやうな、そういうやうな人選をするといふことにおそらくなるやうかと思ひますけれども、今御質問になつた趣旨が必ずしも理解いたしかねるのですが……
○藤野繁雄君 それから二十九條に、「理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする」と、こう書いてある、今度は、漁業法を読んでも、これは僕は、ほとんど公的機関であると思つておるのであります。

同じ公的機関でありながら、政府が同一の国会に出したところのもので、一方は四カ年、一方は三カ年というところで区別されたところの理由を承りたいと思うのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 従来この種のものとしていたしまして、ちょうど農業試験場で試験をやっておりましたものから分化いたしまして、てん菜振興会というのでございまして、その振興会で研究所を設けておるわけでございまして、てん菜振興会の役員は任期の例によつて、理事については三年、監事については二年というようにいたしたわけでございまして。

○藤野繁雄君 そうするというと、これは漁業の關係する調整委員というやうなものと、全く根本的に違つてゐるからというやうな考えがあつて、三年、二年とされたのですか。行政關係のものは全部の法律を見ても四年なんです。

○政府委員(斎藤誠君) 団体によりまして若干違ひがございまして、大体監事はほかのほうの例を見まして、二年というのが私のほうで調べた研究機關に關するつまり特殊法人としての研究したいなものについての監事は大体二年になっております。それから理事につきましては、たとえば理化學研究所のように四年になってゐるものもございまして、農林省關係で見ますと、先ほど申しました日本てん菜振興会がやはり理事が三年、それから畜産振興事業団が理事が三年ということに相なつておりますので、まあその例をとつたということにございまして、特別に漁業との關係で差を設けたというわけではございません。

○清澤俊英君 これは畜産局長に聞いてみたいんですが、畜産關係で、今機械化がどれくらい進められてゐるのか、まずそれでいい。その形とそれから大体国内で生産せられてゐる機械も相当あると思ひますけれども、まだその大量に使用せられないでおりますために、刈り取り機であるとか播種機であるとかそれから草を集める何ていうのですか、刈り取りました草を集める機械とか、その他相当牧草、牧場等に使ひます機械が大体は輸入されてゐるのじゃないか、こう思ひますので、輸入の状況と、これからそういったおくれた機械に対する考え方ですかを国内生産に持つていくことについてどんな考えでおられるか、まずそれをお伺ひしたい。

○政府委員(藤野繁雄君) 畜産振興の關係の草地造成の機械關係につきましましては、振興局に一括計上されておりますが、振興局と畜産局とが話し合ひまして、特に草地改良を重点に持つていくというものにつきましては、一応予算措置といたしましては、トラクターの補助を全県下にわたしまして、全県下といつても昨年は五セット程度でございまして、三十七年度は二十四セットに増加いたしまして、予算額としては五千六百万円を計上いたしまして、特に草地の土地を起こしていただくことに重点的にやつて参ろうというわけでありまして。北海道につきましては、クローラー・トラクター、キャタピラのついた戦車のようなやつですが、また内地にもクローラー・トラクターを十六セット、北海道に四セット、内地でその他車の、ホイール・ト

ラクター四台等を予算的に考へております。その他近代化資金で今御指摘のものにつきましましては、草刈り機とか、それから大型カッター、それから草を刻みますチョッパー、それから乾燥機など、近代化資金で融資の対象といたしまして、草地におきます草の造成を金融的にも考へております。いろいろ現地の状況によりまして、多種多様に分かれておりますが、これはできるだけ努力を省いて機械化にやるように奨励をいたしております。これは一般的には振興局とも十分連絡をとつてやります。

それから最後に輸入の点であります。国内に非常に生産が進んでおりますので、極力国内産でこれを充當するようになつてはおりますが、輸入額につきましましては、もうちょっと調べさせていただきます。

○清澤俊英君 今の輸入機械と国産の機械で、大体どれくらいの比率になつてゐますか。

○政府委員(斎藤誠君) 現在主として輸入されておるのはトラクター關係でございまして、先ほど畜産局長からトラクターとして車のついたホイール・トラクターとキャタピラのついたクローラー・トラクターがあるわけでありまして。大ざっぱに言いますとホイール・トラクターとしては大体七割くらいが輸入に依存してゐまして、クローラー・トラクターは二五%くらいが輸入に依存してゐるという状態でございまして。ただしホイール・トラクターによりまして馬力数によりましてだいぶ事情が違ひまして、たとえばいわゆる中型といひますか小型といひ

ますか、九馬力から十四馬力程度のものであります。これは三割くらいしか輸入に依存してゐない。国内で七割くらい国産できるわけですね。今後はおそろく二十馬力以下くらいのもものはほとんど国産でできるのではないかと。現在までに二十六馬力から三十四馬力くらいないしは五十馬力くらいのもものは国産でまだ十分性能のいいものがないし、価格も高いということに九割以上輸入してゐる。二十馬力以下のものは国産のものが利用される。今後ますます率は高まつてくるのではないかと、こういう状況でございまして。

○清澤俊英君 それでは、もちろん国産品に切りかえていくというのが本筋だろうと思ひますが、したがひましてこの法案を見ますと、機械化促進という形で機械を非常に嚴重に検査して、いものに向けるやうな、こういう努力は何かしら見えております。そこで、ういつたやうな輸入機械に対抗する生産をするためには、そういうことまでこの研究所でやるのか。あるいは研究所がやれないとするならば、この研究所を通じて相当のメーカーを指定して補助金等を出して、そういうものの研究をさせる、このまゝで考へておられるのかどうか。

○政府委員(斎藤誠君) 大体お話しのとおりのこと考へておるわけにございまして、一つにはこの提案趣旨でも申し上げておきましたが、現在のトラクターの利用が必ずしも十分な効率を上げてゐないわけですね。それは一つには耕耘作業に、ほとんど九〇%ないし八〇%はその作業に使われてゐるというところでございまして、今後機械の利

用効率を高めていくためには耕耘、播種、刈り取り、収穫というやうなところまで機械化していくならば、一、その経済効率も高くなるし、同時にまた経済的な効率も高くなるわけにございまして。そこでわれわれとしましては、今後機械化を進めていきます場合には、今後開墾、改良すべき分野が相当残されておるわけであります。そこでこれらの開墾、改良については、業界でももちろん、メーカーもやつておりましたけれども、しかし農家の農作業に利用されるということを考へますと、やはり農家的な見地からいろいろ開墾、改良する部分が必要でありますので、ここでこの研究所におきまして、新しい分野の開墾、改良に主力を注いでやつて参りたい、こういうことが第一でございまして。その結果として、当然今の常用トラクターにつきましても、だんだんここで研究いたしまして、その結果国産品をだんだんふやして参る、こういうことになつたか、こういう考へでございまして。

○清澤俊英君 ちょっと農業機械の關係において、今の問題を中心にしてお伺ひしたいところがあるんですが、幸い畜産局長が来ておられますので、先般畜産審議の際、ちょっとこの法案とは少しばかりかけ離れておると思ひますが、ごく簡単にひとつお伺ひしたいと思ひますが、というの、芝浦屠場の参考資料をもらひましたが、私のお願いしておいた部分としまして、全販が多分各県連から委託で豚や牛を集めてゐると思ひます。それはその豚肉に対して、全販が自家屠殺をやつて豚肉取引をどういう形でやつてゐるの

加工費の問題につきましては、せつかく今回の価格審議会等でもあるいは畜産物価格安定法でも、生産費関係、その加工費関係等の経費などを調べる

法的基礎ができましたので、今回の価格審議会では初めて乳業の加工費等につきましても、精細に出していただいたわけでありました。ただ、加工費にいたしましても、会社によりまして非常に差がある。あるいは工場等によりまして非常に差があるという事でございまして、内容等も十分検討して、できるだけ合理化に努めたいと思っております。特に農林漁業金融公庫等におきましても、酪農については特別に融資の道も開かれておりますので、できるだけ施設拡充につきましても、金利を安くして、そうして加工費を圧縮して参りたいと思つております。小売の経費等の内容の問題につきましても、この間より各委員から御指摘がありましたので、私もいろいろの内容を洗いまして、かつ、流通の合理化のために小売に対しても、相当流通上経費を節約する、合理化するためにいろいろな融資等につきましても、いろいろの援助をしていかなければならぬと思つて、その援助にこたえて小売も協力してくれるだろうと思つております。

○清澤俊英君 振興局長に一つお伺いしますが、この機械器具となつておりますが、機械は大体まあ飼養管理におきましては機械の定義と、それから器具の定義、まさかかまや、なたや、くわや、これも器具といえはいるようなものでしょうが、器具という範囲はどの範囲に考えられているか。

○清澤俊英君 農具の中へ入るでしようと思つておつた。まあ私もその略農の製造から消費に至る間の運搬であるとか、あるいは集乳の問題であるとか、加工段階とか、実際今家庭配給している現在であるとか、こういうようなものもやはり一つの農具だと考へていいと思つて、そういう場合に、まあ今の畜産の問題とからみましても、ね、相当改良する余地がある、それは今研究しているのだ、こうなりましたら、その改良研究等が申請がありまするならば、この機械化促進研究所では、そういうものも研究してくれるのですか、どうですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今、お話になりましたいろいろな運搬施設、これはまあ今後農業をだんだん機械化する、あるいは収穫量が集団化されて多量の販売をしなければならぬといったような場合に、当然運搬施設、特にトラクターについてはやはり重要な農作業の農具の一つであると考えております。したがって、研究所において、緩急の度ばございますけれども、当然そういうものも研究の対象に今後はずべきであると、こう考へております。

○清澤俊英君 これで畜産関係は終わりますが、ちよつと横道になつたようにすけれども、さつき言いました輸入飼料の問題ですが、輸入飼料の問題で農林省はだいたいいろいろの専門家を派してこまかい調査をしておられるようですが、大体そういう調査、それからこの買付等は食糧でやっておられる。それからしたが、いま畜産局と飼料行政に對する他の部局の関係は大体どうなつておられるのですか。何かちよつとここには資料があつて、今探しているが、ありませんけれども、経済局でも飼料のことを何かちよつとやっておられるようです。われわれの知っている範囲では、大体飼料の問題は食糧がやっていると、ううなうなうになつてみえますが、主として輸入飼料等に對する行政的な取り扱い、基本的なものはどこがやられているのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 輸入飼料につきましては、基本的な問題といたしましては畜産局が担当いたしております。それからいろいろの売り渡し業務などにつきましては、政府の輸入飼料の場合

は、売り渡し業務をやらしております。経済局が関係いたしますのは、輸入飼料につきましても農林省全体の外貨予算を編成する場合におきまして、経済局の経済課が窓口になつて折衝いたしておりますが、その内容につきましては、畜産局が責任を持って経済局長と連絡をしておられるわけでありまして、

○清澤俊英君 ありがとうございまして。それで、さつきちよつと機械化の問題で、一言だけあの質問の関連が、ありますのでお伺いしておきますが、この促進法を中心にして構造改革等と結んで考えた場合に、これから先、機械化を促進する形は大型機械に重点を置かれるのか、今のままで取り小型機で売られているということを中心と考へておられるのか。そこには何か意図的なものはありますか、進めておられる上に、

○政府委員(斎藤誠君) まずかしい問題でございますが、現在御承知のよう小型のハンド・トラクターが百万台も普及しているわけでございますが、それはそれなりに従来労働不足を補充する意味においてハンド・トラクターが入ってきた意味は、十分あると思つております。しかし、今後やはりだんだん機械化という一つの作業体系を考へて、そうして効率的な利用をはかつていくということになります。と、すでに各地方において見られますように、だんだん高馬力化するという方向に進展しつつあるようでございます。今後農林省として指導していきま

す場合には、一面現状の小型トラクターもある程度の普及を見ていくことは、これは必至であらうと思

いますけれども、同時に、機械化の作業を最も体系的に進めて参るといふことになりますると、だんだん歩くトラクターから乗るトラクターへといふことにはいくの必至でありましようし、また施肥や播種から刈り取り、脱穀といふようなところまで機械化していくということになります。やはり大型のトラクターということになるだろうと思つておられます。ただ、この面につきましても、圃場の整備であるとか、他のいろいろの条件といふものがこれと相重なつていかないと、なかなか進展はいたさないわけでございますけれども、農林省としては、小型ばかりでなしに、中型、大型という方向に今後いくであらうということをご想定いたしまして、これに對する十分な指導と研究もあわせて参りたい、こう考へております。

○清澤俊英君 これでやめます。そこで問題になりますのは、この機械化の促進と並行し、私は農業基本法の中で考え直さなければならぬ部分が出てくるのじゃないか。ただトラクターを大型化するとか、耕耘機を力強いものにして深耕をやるとかというようにことから、圃場整備等のこととも今ちよつと言われましたが、それよりなお、あなた方が今計画しておられるのを見ますと、この関係資料を見ますと、新しい機械をどんどん使つていくとする、これを個人の一町半や二町のもの、今ここに出ているような機械を全部そろえて持ったなんぞしたら、それこそ機械をおぶつて倒れるといふことになる。そうしますと、そういう形を進めていくことが、これだとやはり当然の私は察だと、こう思つておりま

す。そうしてみますと、今の自立農家割ぐらい節減され、また経済効率に

たといふことは、外国からの強烈な競

おるような状況でありますので、むし

要因があるのに、それが下がらない要

要

要

す。そうしてみますと、今の自立農家形成という形がおのずから変わってくるのじゃないかと思ひます。方向を変えていかなければ、これはマツチしないと思ひます。この問題について、まあ、簡単にいいですが、いざれ機会を見て、そうして、これは大臣に、基本法の中心を変える意思があるかないかという言い方なんですから、ひとつ、大臣に質問したいと思ひますが、簡単にいいですが、どうお考えになるか。ただ協業くらいでござんかそうとしたってこれはなかなかござんかされません、これはお断りしておきます。

○政府委員(斎藤誠君) これは、大臣からもお話がありましたように、機械の利用を進めていきます場合に、だんだん機械の費用もかかってくるというようなことになった場合に、個人でいくかあるいは共同経営でいくか、これはやはりいろいろの条件ともならみ合せてどっちがどうだということになしに、実情に合うように進めて参りたいということ、大臣から答弁があつたわけでございます。しかし、今協業ぐらいではだめだというお話がありましたが、機械を入ります形といたしましては、二十馬力前後の機械を中心に実は十一県について機械化の実験集落というのを設けてまして、そこで経済効率も含めました利用方法を実験的にやっておるわけでありまして。その中には、十五戸から二十戸ぐらいの農家が参加いたしまして、そこで機械を共同利用するという形でやっておるわけでありまして。その結果は、まだ詳細なものはお出しておりませんけれども、過去一年くらい成果で見ますと、労働費は大体三割くらい削減され、また経済効率についても、大体十分ペイする、こういう結果が出ておるわけでございます。したがって、農家個々としては経営の主体は家族経営でありまして、機械を中心とした利用の形態というものはいろいろあると思ひますが、場合によつたら機械の利用を中心として作付体系までも変えていくとか、あるいは土地の利用形態も変えていくとか、いろいろなこともあると思ひますが、現在の段階におきまして、全部それは共同経営でなければならぬというようなところまで必ずしもいかなくても、十分今の機械化実験集落におきましては、効果を上げつつあるのではないかと、こう思つておるわけでございます。したがって今後の機械化を進める場合におきまして、基本法のむしろ線に沿つてわれわれは進んで差しつかえないとかように思つておるわけでございます。

○櫻井忠郎君 ちよつと簡単に御尋ねしますが、現在の農業機械の大体中心は小型トラクターになる。小型トラクターのメーカーというものは何、百何十ぐらいあるとかいふふうに私記憶しておつたのですが、どの程度になつてゐるのですか。概数でもいいです。正確な数字ではなくても概数でけっこうです。あるいは百何十という私の記憶が大体見当か、それは全然見当違いかというだけでもいいですよ。

○政府委員(斎藤誠君) 小型トラクターの工場数は現在六十三でございます。○櫻井忠郎君 小型トラクター、特に歩行型というものは、日本の独自の環境で育つてきた。独自の環境で育つてきたということは、外国からの強烈な競争者というものはなかった。そういう環境で育つてきた。そして六十社、七十社という、まあ群小、大きいものもあるが小さなものもある。たくさんあるものが似たようなものを作つて出している。これは競争というものは非常にいいことなんだが、過当競争が起つて、その過当競争の中にめちゃくちゃに宣伝広告費を使うということがあつて、それが生産費に相当宣伝広告費が含まれて、使用農家に比較的高いものが売られておるといふふうに考えられるのですが、どんなものでしょう。それからもしわかつておれば、平均して生産費の中に宣伝広告費というものが何十パーセントぐらい占めておるか。もしわかつておればお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘のとおり、小型トラクターは日本の土壌におきまして非常に発達と普及を見たようございまして。工場数は先ほど申し上げた程度でございますが、型式については二百八十種類もあるというようなこと、非常にこの面につきましては、一面月進歩の改良がされる反面、非常に競争が行なわれていることも事実のようございまして。したがつてその結果価格についてどのような、このような過当競争の結果が織り込まれておるかという点については詳細はわかりませんが、むしろそういう競争とそれから新しい型式を作るといふふうな意味から申し上げると、大体ここ二、三年来、たとえば牽引車であれば十五万円以下だとか、あるいは駆動型であれば二十万円以下というようなことで、ずっと横ばいいたして

たということは、外国からの強烈な競争者というものはなかった。そういう環境で育つてきた。そして六十社、七十社という、まあ群小、大きいものもあるが小さなものもある。たくさんあるものが似たようなものを作つて出している。これは競争というものは非常にいいことなんだが、過当競争が起つて、その過当競争の中にめちゃくちゃに宣伝広告費を使うということがあつて、それが生産費に相当宣伝広告費が含まれて、使用農家に比較的高いものが売られておるといふふうに考えられるのですが、どんなものでしょう。それからもしわかつておれば、平均して生産費の中に宣伝広告費というものが何十パーセントぐらい占めておるか。もしわかつておればお答えいただきたいと思ひます。

○櫻井忠郎君 型式が二百八十種もある、それから価格が横ばいだと、型式がたかさんあるというところはいろいろ技術の進歩を取り入れておる結果だといふふうな見方もできる。見方もできると、一面において次々新しい型式が出てくるというところは、その一つの型式に対して大量生産ができない、大量生産をやつていないという証明もある。というところは、結局コスト高だ。そういうある意味においていうと、小型農機具の中に悪循環というものを繰り返しておる。もし優秀な型式がきめられて、その優秀な型式が大量生産に入つてゆけば、価格が横ばいじゃなしに、相当価格が下がってくる

要因があるのに、それが下がらない要因のためにはばまれておるといふことが多分にあるんじゃないかと思ひます。今度ば研究もできることであるし、もしできれば私はこうした七十社、八十社というものが企業合同をやつて、優秀な型式に対する、少数の型式に対する大量生産に入つてゆくという形でなければ、農機具メーカー自体も、必ずや将来非常に悲運に達する場があるだろうし、これの使用農家の農業者自体も、今のような形を踏襲しておつたんでは、利益を受けられない、そういう点についてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(斎藤誠君) 全く御指摘のとおり私どもも考へておるわけでございます。現在価格が安当たというのではなくて、もっとも安くすることが望ましいと思ひます。この点もあろうかと思ひます。けれども、むしろ基本的には、後段でお話になりましたように、現在の農機具の工場数がこの御配付いたしました資料にもありますように、二百五十一のうちでわずかに三百人以上という工場は十七社しかない。百人以上になつても六十二社しかないような状態でございますので、今後機械がだんだん性能化し、精度が高まつて参り、また大量生産の方向でいこうというふうな段階でございまして、お話しのように農機具生産のあり方についても、今後の企業の方を十分考へながら指導して参ることが必要であらうと思ひます。だんだんにしかし機械が精密化しますならば、なかなか小工場ではできないというふうな実態でもあり

要因があるのに、それが下がらない要因のためにはばまれておるといふことが多分にあるんじゃないかと思ひます。今度ば研究もできることであるし、もしできれば私はこうした七十社、八十社というものが企業合同をやつて、優秀な型式に対する、少数の型式に対する大量生産に入つてゆくという形でなければ、農機具メーカー自体も、必ずや将来非常に悲運に達する場があるだろうし、これの使用農家の農業者自体も、今のような形を踏襲しておつたんでは、利益を受けられない、そういう点についてどういふふうにお考えですか。

○櫻井忠郎君 ちよつと簡単に御尋ねしますが、現在の農業機械の大体中心は小型トラクターになる。小型トラクターのメーカーというものは何、百何十ぐらいあるとかいふふうに私記憶しておつたのですが、どの程度になつてゐるのですか。概数でもいいです。正確な数字ではなくても概数でけっこうです。あるいは百何十という私の記憶が大体見当か、それは全然見当違いかというだけでもいいですよ。

○政府委員(斎藤誠君) 小型トラクターの工場数は現在六十三でございます。○櫻井忠郎君 小型トラクター、特に歩行型というものは、日本の独自の環境で育つてきた。独自の環境で育つてきたということは、外国からの強烈な競争者というものはなかった。そういう環境で育つてきた。そして六十社、七十社という、まあ群小、大きいものもあるが小さなものもある。たくさんあるものが似たようなものを作つて出している。これは競争というものは非常にいいことなんだが、過当競争が起つて、その過当競争の中にめちゃくちゃに宣伝広告費を使うということがあつて、それが生産費に相当宣伝広告費が含まれて、使用農家に比較的高いものが売られておるといふふうに考えられるのですが、どんなものでしょう。それからもしわかつておれば、平均して生産費の中に宣伝広告費というものが何十パーセントぐらい占めておるか。もしわかつておればお答えいただきたいと思ひます。

ますので、お話しのような方向に企業
合同という形になるか、あるいは企業
系列化という形になるか、むしろ後者
のほうがだんだん進展しつつあるよう
でございますけれども、十分企業の面
におきましても、そういう点を考えて
価格の合理的な引き下げについてもつ
と配慮すべきであらう、かように考え
ております。

○櫻井志郎君 局長の今の答えて私
 大体満足をいたしますが、もう一つこ
 れから同じトラクターでいうと、やは
 り大型、中型という方向にだんだん資
 力が移行するというと、少し言い過ぎ
 かもしれませんけれども、いかに自立
 経営農家であつても、機械という面
 においてはやはり共同という場が当然出
 てくる。また出てこなくちゃいかぬ。
 そうすれば中型か大型かという、そう
 いう循環になると思うのですが、非常
 に複雑な関き方ですけれども、大型ト
 ラクター、中型トラクターで同じ程度
 の性能のものであるならば、外国製品
 の標準価格と国内製品の標準価格の格
 差というものはどのくらい、現在、大
 見当で……。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど清澤委員から御質問があつた際に申し上げましたが、ホイール・トラクターであります。また輸入に依存しておるものが七割五分というような状態で、しかも二十馬力以上になりますと、ほとんど輸入しております。また国産機としてこれから出ようという状況でございます。ただ今までの調査、若干販売されておるものの経費の割合でいきますと、これはいづれも輸入価格を基準に置いて実は国産品も販売しておるわけでございますから、市場価格と

してはあまり開きはないわけでございます。しかし一方は豊産であり、世界的なマーケットを持っておる。一方はまだ国内市場をようやくこれから開くという段階でございますから、実際の価格の面においては、現在市販されておる価格よりも、相当上回っておるのじゃないかということが推定されるわけでございます。

○櫻井志郎君　そこで私が心配するのは、小型トラクターというものは、これは日本が独自の市場を持つておる。逆にこの企業系列というものが、合同であれ、系列化であれ、大量生産に移行していくという体制に突入できるならば、ある意味では東南アジアなんかに輸出できる可能性も考えられる。ところが大型、中型トラクターというものは、今のままでいけば、日本でこの機械というものは発達する場が消えてくるのじゃないか。この十月一日までに貿易自由化を九〇％確保する。ほとんどの特定農産物等以外については自由化という形が出てくる。日本のこういう大型、中型機械の育成の場というものは、もつと政治のてこ入れがないと、

自由化の場において外国品に圧倒されてしまつて、とうてい芽を出す機会といふものを失つてしまふ、あるいは出しつゝある芽が枯れてしまふ、こういうことが非常に私は心配になるのです、その点いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘のとおり、小型ハンド・トラクターにつきましては、すでに日本の農機具機械が東南アジアのほうに輸出されておるといふような状況でございます。今後中型以上あるいは中型、大型のトラクターにつきましては、十分国内における生産

の体制ということも考えて参る必要がありとう思うのでございます。現在までに入っております大型トラクターといわれるもの、つまり乗用トラクターでございますが、この資料では三十五年末に四千五百台、三十六年末で約六千二百台くらいに上っております。ところが、これらの大型ないし中型のトラクターは、従来は深耕専用のトラク

ターである、あるいは土層改良用のトラクターであるというように、一種の専用機能的なものでございますので、おのずから予算あるいは利用面において台数が制約されておったわけでございます。今後心配される点は、御指摘の点は、要するに営業用の中型、大型トラクターが入ってくる場合に、はたして十分これに国内生産体制が対応するかどうかという点であらうと考えるわけでございます。これについては、後の国産と輸入との利用関係も考慮いたしまして、関税面におきましては、十八馬力以下のものについては、すでに免税措置をとらないで関税をかけるという措置をとって、十分国産機もこれに對抗できる、こういうことに現在

措置いたしているわけでございます。したがって、二十馬力以下のものにつきましては、これはおそらく国産のものか、ほとんど出ていくことになるように考えております。二十馬力以上のものにつきましては、現在程度、現在においては、いまだ十分国産でまかなえないという状況でありますので、これは免税措置をとっているわけでございます。今後、営農用の機械化が進むためには、機械化の作業体系なり、あるいはそれに必要な作業機の開発、改良と相俟って進めていく必要がございます。

ので、一面、国内においてそういう研究を進めると同時に、これが入つていく團場の条件あるいはいわゆる構造改善事業を通じて、導入しやすい諸条件を作つていくことにしたいと考へております。これに対応して、今の関税率とか、あるいはさらに国産のもので日本の農業に最も適応しやすいものをこれから作り上げていく。こ

ういうことと相待つて国産のものもだんだんに伸びるだらうし、伸ばして参りたい、こういう考え方でいきたいと考へております。

○櫻井志郎君　今の局長のお話、大型のものを効率的に使用する場を作る問題をしばしば言われますけれども、これは当然のことである、当然のことであるし、その使用する場を作るといふことは、簡単に簡単にです、その農家の、たとえば土地改良区を作るなり、開拓者等が集団でやろうと思へば一年なり二年なりで簡単にそういう場が作れる。ところが機械のほうからいふと、半年や一年、二年で長い間の経験から開発された外国の機械に対応していくような機械というものが、そう

簡単に開発できまものではない。場のことなんていうのは心配なさらないで、そんなことはすぐできるのだから、そういうことは一切抜きにして、大型、中型の機械というのは、日本で生産される機械でけっこうやっていけるのだ。また、そういう開発された機械が、将来輸出品として外国へも伸びていく場を作り出してやるということが一番大事なことじゃないかと思うのです。

そこで、たとえばこの法律案で、第五条の「国の援助」というところで、

「国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうように努めるものとする。」と、こう書いてありますが、この運営で、たとえば国産の機械を使う場合には補助率は幾らだ、外国の機械を使う場合は、耐久

○天田勝正君 この法律は農業基本法
関連の法律として、農村ではきわめて
関心が高いのであります。ところが、

先般の提案理由及び補足説明を伺いますと、この農業機械化促進法の改正によつて、農業機械の導入促進についてはこれこれと、そこに多少の理由を述べまして、それならば金はどうするかという点については、「近代化資金及び公庫資金を強化いたしまして、農業構造改善事業費の助成を行なうことによりまして、農業機械化を推進するのであります。」と言われたのであります。そこで、資料に出されておりますこの十五表「農業機械化関係予算一覽」、これを見ますと、試験研究に関する部分は、研究所ができますから、そこはかなりこの部分についてはふえてゐる。しかし、農家に、説明にありますが導入助成というほうになりますと、たいした違いはないじやないかという感じを受けるわけであります。たとえば一番額の大きい深耕用トラクター、これにしても昨年は二億五千百万円で、今年が二億七千万円ですから、まあ二千万ばかりふえてゐる。こういうことで、あとは草地造成用のトラクターがまあ五千五百円でありますから、それが今度は五千六百万になりますから、まあ大体四千万ばかりふえます。開拓用小型トラクターが三千六百万円でありますものが、四千三百五万円になる。ここのところぐらいで、まとはさっぱり項目がない。こういうふうなわけで、一体この表に出てゐるものと「近代化資金及び公庫資金を強化いたしまして、農業構造改善事業費の助成を行なうことによりまして、

と、この説明の部分はこれとは別なのか。この説明がすなわち十五表になっているのか。この点はどうなんでしょう。

○政府委員(斎藤誠君) 融資につきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。今後農機具の導入について、どのような考え方で臨んでいくかということでございますが、小型トラクターにつきましては、これはたびたび申し上げたように、百万台もほとんど融資で現実に入っておるような状況になっております。したがって、ここの補助の対象になっておりますものは、主として先ほど申し上げましたような、土層改良であるとか、あるいは深耕であるとか、あるいは草地造成であるとか、あるいはテンサイの深耕用のトラクターであるとか、いわば専用機的な効果と専用機的なものであって、展示的な効果を持つところには従来は対象として実施いたしておったわけでございます。それからまた、大豆とか菜種とかあるいは小麦とか、こういったようなものについては新しい機械化栽培法に伴って必要なトラクター、あるいは整地機、あるいは播種機というふうな施設を助成することによって、その部面における省力的な機械化栽培法の導入をしようというような意味の予算措置でございます。そこで、今後一般にどのような方法でやるかということでございますが、このような展示的な効果あるいはパイロット的な効果を持つ措置につきましては、従来の施策をさらに継続強化して参るという考え方をとっておりますが、今後大幅導入されるものにつきましては、先ほど申し上げましたように、一面金費

については、近代化資金の活用をはかつて参りたい。それから営農用の大型トラクターというようなものが今後入ってきます場合におきましては、御承知のように三十七年度から構造改善事業を進めることにいたしておりまして、一町村平均補助事業として九千万円の事業ができ、それに対して平均二分の一の助成をするということにいたしておるわけでございます。そこで、これらの地帯におきましては、当然機械の導入ということが考えられて参りますので、それに対しては今の構造改善事業費のうちから相当大幅に補助が出てくることに相なるわけでございます。そういうことで、補足説明のときにはその意味を含めて書いた次第でございます。

局農業機械化については、それは確かに公庫から資金など農家は借りますかから、導入する額というものはさらに大きくなるでしょうけれども、しかし、これに関する政府の出す金というものは、さつきあげたものである、こういうふうに丁解していいでしょう。それならたいしたことはないということになります。

○政府委員（斎藤誠君） それは先ほど申し上げましたような構造改善事業の補助金をつけ加えることになるわけでございます。ただそれは、機械だけかというところになっておりませんので、ここに計上いたしておりませんけれども、一町村平均九千万円の事業に対して二分の一、四千五百万円程度の助成がいく、その中には機械化導入の事業も当然対象に考えておる、こういうわけ

でございます。
○天田勝正君　そのほうは局長が説明されるように、この構造改善のほうは構造改善であつて、機械だけにいくわけじゃないんだから、ここでまぎらわしいほかの説明をされても私は困る、それは別にして聞いておるんですから。

そこで、まあ額のほうはだれが考えたつて、そうしたいしたことはないんですよ。たいしたことがなくても、それはそれなりに意義がある。ただしその場合には、額は大きくないが、非常な機械化導入を促進する上に、公庫やら、あるいは近代化資金、こういうもの、の貸す金利が安いんだということになれば、今度は金利負担の面で非常に恵まれる、こういうことになるんですよ。

これは、この機械導入に対して特別の金利補助なり、あるいは初めから安くする、何かそういう措置がありますか、ありませんか。

○政府委員(斎藤誠君) 特別に機械なるがゆえに特殊な金利というわけではございませんで、近代化資金、一般的な金利、つまり個人に付いては六分五厘、協同組合で持つ場合には二分五厘

○天田勝正君　そうすると、この近佐
化資金、公庫資金の機械に導入すべき
額は総額幾らになりますか。

○政府委員(斎藤誠君)　一応今の近佐
化資金五百億のうちで、個人施設に同
すべきものが約四百億というようとな
つてきておりますので、この四百億
の中から、どれだけ農業機械のほうと

は、具体的な計画は持つておりません。しかし、従来の例から見ますると、最も金融力の旺盛な分野であり、ですので、相当これに期待されるものが多いのじゃないか、こう思っておるわけでございます。

○天田勝正君 公庫資金は。

○政府委員(斎藤實郎君) 公庫資金にきましては、三十七年度で約三億予定いたしております。これは共同施設資金というところでございますので、これが全部機械に回るといふわけは必ずしもならないかと存じますが、三億を予定いたしましたしております。

○天田勝正君 その近代化資金の四百億につきましては、今直ちに機械の分が幾らだということは答えにくいように

す、ひとつお答え願いたと思います。

そこで、少々議論にわたるので、すが、私は今日の農村の実情から、機械をますます導入しなければならぬ、これはもう一つの命題だと思つてゐる。そうだとしますと、何かこれに今、利上の特典を与えるというようなことでない、と、画期的な導入は不可能だと思ふ。私はここで口ぐせのようにいつも言うのですが、その資金をどうするかといふと、たいてい予算が、さうなところ、かゝる例示いたしましたように、日、の、当たる産業のほうには、昨年の臨時開会におきまして、アラスカパルプ、御承知のとおり、二十億の資本金をもつてきて六倍の百十八億といふのに、四分で貸してあります。日、の、のほうには六分五厘などといつて、

て、これはとても画期的な農業構造の改善などではあるが、これは意見にわたりますけれども、そこで今大臣も来ないで局長だけで、それじゃこうしますと言ひ切れないと思ひますので、この点については将来にわたって農林省はしっかりと検討してはななければならぬと思ひます。以上、申し上げておきますが、質問は先へ進みます。

そこで、次には農業機械化実験集落、このことは先ほど他の委員の質疑がございましたが、果樹園経営改善実験集落における実験調査を継続実施して参る考えである、こういうことをいつておきますけれども、私はここに

ある資料によりますと、「主要作物別にみた作業と作業機」、こういう資料を見まして、果樹園の経営改善促進の実験調査、こういうものは出ておりません。この実験はどういうことになっておりますか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 果樹園実験集落と申しますのは、これも果樹園の省力的な栽培方法、特に機械化導入ということで、今後果樹の最も合理的な経営を実験的にやってみたいと考へ方で、機械化実験集落と大体同じ考へで、現在までに十二県につきまして一件設置しております。実験の内容といたしましては、大体果樹十町歩単位、集団栽培をしている地域について、スピード・スプレアーを入れて防除の共同作業をする、その結果によりましていかなる栽培方法をとったらよろしいか、どのような利用の方式を考へたらよろしいか、今後の栽培あるいは機械化利用の面において各種の改

善点を実験的につかまえて参りたい、こういうことで進めて参つたものでございまして、三十七年度におきましては、三十六年度の一千七万円から百五十万円に減つて参りましたのは、従来施設関係に対する助成をいたしておつたわけでございまして、それを本年度からは構造改善事業では、果樹地帯においては当然こういうふうな機械の導入が行なわれるだろうという前提で、ここには従来設置しておりましたものについての調査費だけを計上いたしましたものでございまして。

○天田勝正君 もっと具体的にそれじゃ聞きます。

この「実験調査を継続実施して参る考へであります」というのだから、過去にもずっとやってきて、さらにまたここでやっていこう、こういうのだらうと思ふのです。それで継続してやるのも、そのまゝの形を継続するのもあれば、それをまた別の形で継続するということもあると思ひます。でありますから、私はこの際聞きたいのは、どういうところで何に、たとえばナシとか、あるいはこの集落におきましてはミカンとか、どういうところを何をや、そして今後それをどうやっていくか、これを聞きたいのです。

○政府委員(斎藤誠君) 「継続実施」と書いてありますのは、この事業は一地域につきまして五カ年を単位とした事業を行なうということにいたしておるわけでございまして、具体的な例をちょっと申し上げてみますと、三十五年におきましては、岩手県ではリンゴを中心として大体十五戸が単位となりましてスピード・スプレアーとそれからトラクター・アタッチメントの

導入をはかつて参つたわけでございまして、それから長野県では三十六戸で十町歩を単位として、同様に機械の導入をはかつておるわけでございまして、それから広島県ではミカンを中心として、定置配管施設なり共同灌漑施設を入れてそこで実験を行なつたものでございまして、それからそのほか三十五年では愛媛のミカン、長崎のミカンについて実験を行なつております。三十六年度におきましては、山形県でブドウの実験集落を設けることにいたしました、これは三十六町歩を単位としておりますが、施設とい

いたしましては、スピード・スプレアー、それからトラクターのアタッチメント、その他の施設でございまして、それから山梨では桃につきまして十一町歩を単位としていたしまして実験集落を設けております。施設につきましては同様なものでもございまして、そのほか愛知県でナシ、岡山県でブドウ、鳥取県でナシ等の実験集落を設けております。

○天田勝正君 次に「特設改良普及員等の指導者を対象とする」云々とつとありまして、現地研究会、講習会、巡回指導などを行なうし、さらに農業機械化協会に委託して利用技術及び機械の改善向上を行なう、そうしますと、この特設改良普及員というのは、今現在どの程度に配置されておりますか。これが一つ。それから「機械の改善向上事業等を強化する」といっておりますけれども、これは利用技術などをやった結果、そこから機械の改善が今までにおいて生まれたのかどうなのか、生まれてはいるようにここに説明の

においがするのですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 第一点の、改良普及員の中で農機具を特設とする特設普及員でございまして、現在百九十四名配置されております。そのほかに農機具の専門技術員といたしまして二十六名を配置いたしております。しかし、今後におきましては改良普及員の指導にあたりまして、いずれも農機具関係が指導の重点になりますので、特設普及員にかかわらず、他の一般普及員につきましても、農業機械化についての研修を進めて参りたいということにございまして、中央におきましては普及員の機械化についての研修を約一年三百人程度やつております。そのほか各府県の段階におきましても改良普及員や農民の研修を行なうという措置をとっておるわけでございまして。

それから第二点の御質問の要点がよくわからなかったものでありますが、どういうことでございましょうか。

○天田勝正君 機械化官農の現地研究会、講習会、巡回指導、こういうものをやつて、それで今度は利用技術、機械の改善向上事業等を強化する、こうありますが、それは利用技術及び機械の改善と、こうなんだから、何か利用しているうちにその機械をかくかく改善すべきであるというふうな結果が出てきておりますかどうか、実際に用いてみればこれは理論上とか、あるいは研究所、製作所の段階においてはこれだけつこうだと思つておりましたが、実際に使つた以上は、こういう改善したほうがよい、そういうふうな結果が出ておりますか。

○政府委員(斎藤誠君) それは検査で合格したものにおきましても、実際に

利用する面におきましては、いろいろ改善すべき点が指摘されておるわけでございまして。そういう意味で研究所におきましても開発、改良するのが今後大いに残されているわけであります。

○天田勝正君 それから、何しろいわゆる特設改良普及員なるものが百九十四名しかいない、専門技術者に至つては二十六名しかいない、まことにこれは手薄と言わざるを得ないと思ひます。それで、農業改良普及員自体が特殊の技術者です。そのうちからさらに特設を有する者、専門技術者を有する者、こういうふうになつてくるから、たいへんであらうと思ひますけれども、これには技術者底底のおりから、どんどん移る等のことも私はあるのだらうと思ふのです。で、今待遇は大體他の役所の職種と比べてどの程度になつてはいるでしょうか。待遇があまり劣悪であれば、全然これは、せっかく特殊技能を身につけた者はむしろよそへいつてしまふ、こういう結果になつておる。これは例はちよつと別の例でありますけれども、いなかの市役所なんぞにはもう土木建築の技術者などはおよそいなくなつてしまふ。どんなにそへ出ていつてしまふんですね。これは別に農業技術者の例ではありますけれども、しかし農業技術者といふよりも、少しくれてはいるけれども、最近では農業短大あたりですかあつて、聞いてみまますとなかなかそういう傾向であるということをお私に耳にしておる。この待遇は、比較がむずかしいと思ひますが、他の役所の水準と比べまして、技術の高さから見て、どの程度の特遇が与えられているのか、これが心配でありますから聞かれます。

○天田勝正君 それから、何しろいわゆる特設改良普及員なるものが百九十四名しかいない、専門技術者に至つては二十六名しかいない、まことにこれは手薄と言わざるを得ないと思ひます。それで、農業改良普及員自体が特殊の技術者です。そのうちからさらに特設を有する者、専門技術者を有する者、こういうふうになつてくるから、たいへんであらうと思ひますけれども、これには技術者底底のおりから、どんどん移る等のことも私はあるのだらうと思ふのです。で、今待遇は大體他の役所の職種と比べてどの程度になつてはいるでしょうか。待遇があまり劣悪であれば、全然これは、せっかく特殊技能を身につけた者はむしろよそへいつてしまふ、こういう結果になつておる。これは例はちよつと別の例でありますけれども、いなかの市役所なんぞにはもう土木建築の技術者などはおよそいなくなつてしまふ。どんなにそへ出ていつてしまふんですね。これは別に農業技術者の例ではありますけれども、しかし農業技術者といふよりも、少しくれてはいるけれども、最近では農業短大あたりですかあつて、聞いてみまますとなかなかそういう傾向であるということをお私に耳にしておる。この待遇は、比較がむずかしいと思ひますが、他の役所の水準と比べまして、技術の高さから見て、どの程度の特遇が与えられているのか、これが心配でありますから聞かれます。

○天田勝正君 それから、何しろいわゆる特設改良普及員なるものが百九十四名しかいない、専門技術者に至つては二十六名しかいない、まことにこれは手薄と言わざるを得ないと思ひます。それで、農業改良普及員自体が特殊の技術者です。そのうちからさらに特設を有する者、専門技術者を有する者、こういうふうになつてくるから、たいへんであらうと思ひますけれども、これには技術者底底のおりから、どんどん移る等のことも私はあるのだらうと思ふのです。で、今待遇は大體他の役所の職種と比べてどの程度になつてはいるでしょうか。待遇があまり劣悪であれば、全然これは、せっかく特殊技能を身につけた者はむしろよそへいつてしまふ、こういう結果になつておる。これは例はちよつと別の例でありますけれども、いなかの市役所なんぞにはもう土木建築の技術者などはおよそいなくなつてしまふ。どんなにそへ出ていつてしまふんですね。これは別に農業技術者の例ではありますけれども、しかし農業技術者といふよりも、少しくれてはいるけれども、最近では農業短大あたりですかあつて、聞いてみまますとなかなかそういう傾向であるということをお私に耳にしておる。この待遇は、比較がむずかしいと思ひますが、他の役所の水準と比べまして、技術の高さから見て、どの程度の特遇が与えられているのか、これが心配でありますから聞かれます。

○政府委員(斎藤誠君) 改良普及員の待遇につきましては、どのように評価するかということがなかなかむずかしい

○政府委員(斎藤誠君) 分解のところまでは、当然やつておるそうでございます。

い問題でございますが、改良普及員も一応公務員でございますので、一般の地方公務員の給与とそう大した差はないわけでございます。ただ運用上そのような措置がとられておるわけでございますが、改良普及員つまり特殊な技能からいまして、いわば一人一役として、農業の指導に専念するというような立場から考えてみまして、農業の指導に専念するような待遇措置というものにはたしてなっているかどうかというような見地に立ちますと、いろいろ議論のあるところでございます。

一般的な行政職と同じような待遇でよろしいのかどうか、あるいは改良普及員なるがゆえにもっと特殊な待遇をすべきかどうかというような見地からこれをながめますならば、現在の改良普及員が一般行政職と同じような扱いを受けておるという意味における改善すべき点が今後残されておるのではないかとというようなことで、私のほうもそういう面から検討いたしておるわけでございます。

○天田勝正君 次に、試験所関係について伺いますが、特に私が心配いたしましたのは、検査合格証票を添付すると云々ということを言われておりますけれども、これはあらゆる機械が一つの型式ということがこれが問題、それから構成さらに材質こういうことにならぬと思う。今検査を受けるとき一応試験はしましうけれども、しかしそれはサンプル検査でしよう、どうなんですか、サンプル検査でしよう。そういたしますと材質管理をしなれば、同じ型式、同じ構造のごとく見えましても、はたしてそれが耐久力があるか、性能がよろしいかというのは、型式だけが同じであっても、材質の違いが出てくるのです。このほうの検査はどうされておるのですか。サンプルだけ検査されてもその後には作られるものはその仕入れる材料によつてみな違つて参りますよ。この点はどうされておるののです。またどうしようという……。

○政府委員(斎藤誠君) 今の検査、実質的には型式検査をとっておるわけであ

○天田勝正君 この点については、やはり後刻地方の実態などをひとつ聴取しまして、何らかの機会にも一べんお話し願いたいと思います。

それからついでに聞きますが、特殊技術者というのは、私どもが理解しやすい例で言いますと、たとえばモーターなどを修理まではできないまでも、ちゃんと分解して整備するというのが、やらしいところまでやらしいのですか、やらないのですか、その点どうですか。

ございますが、まあサンプル調査がどうかという点でございますが、まさに型式を代表するものを選んで検査しておるわけでございます。型式というのは、いわばある機械を作ります場合には、一つの同一の、まあ基本的な部分について同一のまあ設計のもとにできたものをつかまえて型式といっておるのでございますから、機械である以上、農産物やあるいはマイクロ検査すべきものと通って、一つの型でデザインができておるもの、あるいは設計

ができたものについては、当然同一性が保持されておるわけでございます。したがって、機械のごときはマイクロ検査をする必要がなくて、一つをとれば十分共通性がある、こういう前提に立っておるわけでございます。したがって、検査につきましても、現在のどの検査法では性能とそれから取扱いの何のほかに、耐久性、構造といったものの四点を基準に掲げて、しかもそれに必要な検査方法をきめておるわけでございます。したがって、検査の基準の中にはどういふ部品を使うべきであるとか、どういふ材質のものであるとかいふようなことも、検査基準の中に当然入ってくるわけでございますから、特に型式というのは、ただ格好だけが同じだというのじゃなくて、その実質的な、基本的な部分について同一の設計のもとにできたものである、こういうことであるわけでございます。御質問の点にお答えしたかどうか。

宜に自分の指定された設計図に規定されておる材質のものが入らなくても、売ればついついというようになって、焼き入れだつて十分に入れない。そこでなまになつてしまふ。これは少々、これも例が違いますけれども、たとえば佐久間ダム、これは世界でも有名な技術を駆使したところいっておりますけれども、あのボーリングに当初は日本のドリルでは二つも穴をあければ全然なまつてしまふ、全然使えない。かたいものを使つたらびんびんはねちやう。それが最後には、会社の宣伝になるから会社の名前言ひませんけれども、かなり有名なメーカーと提携して、しまいはどうやら輸入品にやや拮抗する程度のもので作り上げたのです、あの作業をやつているとき、そういう、現にずっと農業機械どころじゃなく、何です、程度の高いものでさえもそういう事例がある。でありますから、私はどうしても

○天田勝正君 もう時間がありませんから簡潔にやりますが、まあその答えとしてはそういう答えしかないんですよ、それは確かに。ところがそこにサンブル検査なるのがゆえに、合格している機械などといっても、使ってみたらさつぱりだめじゃないかというようか苦情がどうしても出てくる。おっしゃるとおり、型式検査というのは設計がちゃんとありますから、その設計にはちゃんとありますから、その設計にはこれこれの部分には材質これこれということをいうんですよ、いつてあるけれども、それは材質指定でもない限りは、なかなかこれは守られないというのが実情なんです。ことに日本の豊機具メーカーが大部分が中小企業であるということから、よけいにこの辛

これを改善するには、やはり今度せつかく試験所ができるというなら、部品の規格化を行なつて、そうしてそれぞれの部品についてはやはり別のメーカーがこれを供給する。たとえば、自転車というならば、チェーンはチェーンの供給者が自転車を作っているのではありはせぬ。そういうふうにしなれば、同じ型式のもので、局長が答えるように、当然同じものが出てくるはずでございますと嘗試してみたところでは、ずであつて、實際は全然別のものでできる、こういうことになる。この点はどういうふうに試験所ができることによって、ほんとうに均一の、安定した、安心の置ける機械を農家が手できるようになるか、重大な問題で

すが、これに関する考え方がござい
ますか、御説明願いたい。

○政府委員(斎藤實君) 機械の検査研究につきましては、機械工業一般の広い分野にまたがるわけでございます。この機械化研究所におきます研究の分野としても、利用面から材質等についての改善のいろいろの意見なり研究の結果が出ると思ひますけれども、むしろこの面におきましては、通産省に機械試験所というのがあるわけでありまして、主として材質等のいろいろの試験研究をやっておるようでございます。したがって、われわれといたしましては、できるだけ優良な農器具を普及するというこの意味をもちまして、検査にいたしました場合、できるだけ通産省でやっております部品について、日本標準規格としてJISというのがあるわけでございます。そこで、部品については、このJISをできるだけ活用するということにしまして、検査基準等におきましてもJISで定めた規格の部品を使用するようにする、こういうように検査基準の中にいろいろの条件を入れていくというようなことにいたしていってらうだろうか。御指摘のようにできるだけ部品については互換性があればあるほど農家としても、利用者側から見ても便利であるばかりでなしに、せつかくの基準を活用することが意味があるわけでございますから、今申し上げたように、JISの活用をはかっていくということにいたしたいと考えておるわけでございます。

○天田勝正君 委員長にお聞きします
が、きょうは農林省の今度機構が変わ
るのだけれども、しかし、法律改正以

前、今まで検査をしておるほうの責任者、それは大きいえは振興局長でしようけれども、そうでなく、實際を担当されておる人は来ておられますか。

○委員長(橋原茂雄君) 技術者の方がおられるのであります。

○天田勝正君 これはおられれば必ずしもこの際答弁を必要ともしませんけれども、答弁があればなおさらけつこうです。私の知る限りでは、これもメーカーをけなすようなことになるから、具体的の名前は遠慮いたしますけれども、事実刃などを焼き入れますという場合でも、焼き入れ設備そのものがはなはだ私が見ても心もとないような設備でやっておるところがある。同じ焼き入れをしたところで、もたら材質が違えばどんな同じようにやったら結果がまた違うのです。でありますから、さつきのサンプルのときは材質がよかったために、同じ焼き入れをやってもまたことに試験の結果けつこうだ、明らかにJISに該当する、それが次の材質の場合は、わずかの組成の違いでありましてその結果は別になつてくる。だけれども、相手が泥でございますから、ちょっと使ったくらいではさっぱりわからぬ。しかし、少し長く使つてくると今度は違ふのだ、こういうことになるのです。でありますから、私はメーカーに、少なくとも材質をどう試験所で管理するのか農林省で管理するのかわかりませんが、そういう材質指定、管理というものが、せめて燃え入れ設備の一定化くらいは指示しませんが、これは農家はたいへん金を出して損をする、こういう結果になると思ふ。ですから、今まで、技術者が来ておれば、その点をどういうふう

うに指導されたり監督したりされてきたのか、それを伺いたいと思ひます。そこに不備があれば、将来どういう改善をしていくのか、これを伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 実は製造部面につきましても直接的な指導という面につきましても、これは通産省と農林省と両方である、むしろ通産省が従来主としてやつておつたわけでございます。したがつて、できた後の製品につきましても、一面においては今後改良する部分がある過程を通じて出てきますれば、それをメーカーのほうにこういう点に直すべき点があるというように、検査の結果並びに成績を明確にして今後の改善をはかるように指導する、それから役所といたしましては、実はこの検査の建前といたしまして、型式検査の実施は研究所にやらせまうけれども、どのような検査対象とすべきか、あるいは検査基準はどういう検査基準にすべきか、これは農林大臣がきめまうことに事後検査という制度を持つておりまして、これは従来どおり農林大臣が行なうということにいたしておるわけでございます。

したがつて、検査に合格いたしましたものにつきましても、農林省みずから職員を派遣いたしまして、事後検査の措置によりまして、今お話しになりましたような合格品と不合格品における不一致点があるというようないことがありまうならば、この事後検査の活用によりまして、今お話しになったようなことがないように措置して参りたい。これまでもそういうことで事後検査で二件ばかり取り消したような実例もあるわけでございます。今後ともそういう方法で対処して参りたい。研究所みずからが、もちろん利用面、開発改良する場合におきまして、検査のかたわら、今お話しになりました当然材質面に対する要望、要求というものが出てくるわけでございますから、この面につきましても、他の研究所、特に通産省の試験所であるとかというところと緊密に連絡して、進めていくということも当然考えられます。また、先ほど申しましたように、検査の結果によりまして、業界に対する十分注意を喚起するというようなことについても、この研究所の結果からわれわれはやつて参りたい、かように考えているわけでございます。

○委員長(橋原茂雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

藤田進君が辞任、その補欠として武内五郎君が選任されました。

午前はこの程度でとどめます。

午後は二時から再開することにしたします。

暫時休憩いたします。

午後三時四十六分開会

○委員長(橋原茂雄君) 委員会を再開いたします。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

○清澤俊英君 資金の問題ですが、それについてちょっと伺いたしたいのですが、ちょうどいしました資料から見ましても、寄付と資金というものと二通り集められるようになってゐる。寄付とはどういうことであり、資金とい

うものはどういう形のものをいうのか。これの区別ですね。

○政府委員(斎藤誠君) この機械化研究所の全体の運営に要する経費でございますが、一つは主として施設費等であります。それから、他は、研究所の運営に要する経費でございます。前者の施設に要する経費といたしましては、大体五億程度を農林省としては必要である、こういう計算をいたしております。これは三カ年間で出資を国からするということにいたしております。そのうち、二億をこしの予算で政府から出資するということになっております。残りの運営費につきましては、大体通常の自立できるような状態を考えた場合におきましては、基金として約十億程度必要ではなからうかというふうに考えております。そのうち、五億につきましては、民間から出資または寄付に期待いたしておるということでございます。残りの五億につきましては、これはわれわれといたしましては、一応民間におけると同じように基金的な出資をしたいというふうに希望いたしておりますけれども、毎年度予算でこれは折衝した上できめて参ることになるわけでございますので、つまり管理費でございます。本年度の、三十七年度の予算といたしましては、基金でなしに、いきなり管理に必要な経費として二千五百万円を国から補助金として出す、こういうことになっております。

○清澤俊英君 そこがちょっとわからない。設備資金といへば、やはり資金でしよう。

○政府委員(斎藤誠君) そうです。

○清澤俊英君 やはりそれは資金ですね、これは。そうすると、そのほかに今、予定されておるのは、これから必要があれば、また予算——大蔵大臣と相談して資金量は増すが、今、この法律で定められておる分は、現在ある埼玉県の試験場の敷地並びに施設、その他備品等を大体五千万円と見て、出資、当分の出資ということになっておるが、当分の出資というのは、どういうことですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今申し上げましたように、当初、国としては新しく設備を設けるために二億円を出資しますが、そのほかに、現に先生がお話になりましたように、鴻巣の試験場で農機具の開発、改良をやつてゐる施設、機械、備品、それから検査についての建物敷地があるわけでございます。これは現物出資という形で、この研究所に出資する、これが約五千万円ということになっております。

○清澤俊英君 説明に、当分の出資と、こう書いてあります。当分の出資ということは、大蔵省から財産の移動等の承認を得るまでを当分の間と解釈していいのですか。

○政府委員(斎藤誠君) この当分の間といふのは、設備して間もない期間に必要があるものだけは、現物を評価いたして出資するという意味でございます。

います。

付というのは、大体どのくらい予定せ

み立てるか、あるいはいきなり必要な

んどうな問題が出ると思ひます。しか

ございします。集まつたものについて

います。

○清澤俊英君 私の聞いておりますのは、一応ここで当分の形で出してくる、これは将来出資になる、出資になれば、今度機械化研究所の財産にする場合には、正当な出資にする場合には、大蔵省の財産になっているか、農林省の財産になっているか知らなければ、移動登記しなければならぬ、その間を当分と解しておられるのかどうかということをお聞かせ願います。

○政府委員(斎藤誠君) そういう意味じゃなくて、研究所ができるにあたって、即刻現物出資をします、その間を当分の間と、こう言っているわけでは

○清澤俊英君 そうすると、予定せられた政府出資が、現物にして、現金にして、大体今二億五千万円で、民間のほうでは一億六千万円、これを三十八年までに、あと三億四千万円の出資を求めていく、その間にあと二億五千万相当額が物品もしくは現金でもって政府側に出資するということに解釈していいのですか。

○政府委員(斎藤誠君)施設については、残りものは政府が出資して、三十八年度、三十九年度にわたって出資する、こういうふうな考えでおります。

○清澤俊英君 そこで、出資のほうかわかりましたが、今度このほかに寄付というのがあるのですけれども、寄付が、民間側からも、物品の寄付あるいは物品の出資、こういう形が出ておると同時に、政府側からも物品の寄付並びに出資という形が出てくるのですか。その寄付は今度何になるのですか。寄付というものは、こういう形で出資がきまってしまう後に、あと寄

付というのは、大体どのくらい予定せられていくとするのか、寄付というものはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) お手元の資金計画案の概要というところでござらん願いたいと思いますが、今まで御質問がございましたし、また、答弁いたしましたのは、(3)に書いてあります研究施設の施設費に該当するものについて申し上げたわけでございます。そのほか、ここにありますように、第一の最後のほうにありますが、「政府補助金二千五百万円ならびに資金運用益、事業収入等をもって一般管理費及び研究検査事業費に当て、民間出資又は寄付は研究基金の積立に当てる。」

残りは研究基金を設けることにしたい。民間出資は研究基金に出資してもらいたいという考え方でいるわけでございます。民間からは現物ではなくて、全部寄付が出資による現金で出してもらって、そうして研究基金に積み立てる。この研究基金に積み立てた基金の運用益によりまして、一般研究検査の事業費に充てていきたいという考え方でございます。その際、民間の基金といたしましては、おおむね五億を予定いたしております、政府におきましては、ほぼ同額のものを積み立てて参りたい。しかし、政府の金の出し方といたしましては、本年度は基金の形で出さないで、直接三十七年度に必要な研究検査の事業の費用として二千五百万円を補助金として出す、こういう方法をとったわけでございます。今後におきまして、基金という形で民間のほうに積み立てます。けれども、政府におきましては、毎年の研究検査事業費に必要な額を基金として積

み立てるか、あるいはいきなり必要な経費を補助金ということで組むか、これは今後の、三十八年度以降の予算の折衝において具体的にきめて参りたい、こう思っているわけでありまして。

○清澤俊英君 そのところはわかりました。そこはわかりましたが、そのほかに寄付という言葉が非常に使われているのですが、出資並びに寄付、寄付とは何だということです。出資のほかに寄付とは何だ。

○政府委員(斎藤誠君) これは五億円を民間から予定いたしておりますが、民間としては、かりに出資で出す場合においては、これは財産の資産に計上されることになるわけでございます。それから寄付で出す場合におきましては、研究機関に一般的に寄付する場合におきましては、免税に経費で落とされるわけでありまして、そこで、この民間から金を出していただきます場合に、その出す形として、出しやすい形をとって参ったほうがよろうというところで、原則としては出資のほうに望ましいと考えておりますけれども、しかし、会社の経理上寄付のほうが出しやすいという場合におきましては、現金として出して参らう、それを寄付ということを書いてあるわけでございます。

○清澤俊英君 どうもそこが斎藤さんようわからないのだ。のみ込みないのです。研究所を維持していくために民間から集める五億というものは、予定せられた資本額なんです。それが出しづらいうちは、寄付としてとる、それは資本ではないのだ、こういうことを言っておられる。そうして五億集まるか集まらないか、なかなか非常にめ

んどな問題が出ると思ひます。しかし、集める方面はどこかと申しますと、補足説明によれば、農業団体、機械の製造者並びに販売者、こういうようなものからこれを集めていく、大体範囲がきまっているのです。一般から鳴りもの入りで集めるということではなくして、比較的関係者から集める。そうすると、五億の金を三カ年に分けて出すことは、なかなかこの金詰まりで困難の場合も予想せられると思ひます。そう困難でもないかもしれません。そう困難でもないかもしれません。

○政府委員(斎藤誠君) この集まりました金につきましては、御指摘のように、法律上は、出資であれば解散の場合において出資額に見合う配当を受けるとか、あるいは譲渡権があるとか、こういう権限が出資の性格上あるわけでございますが、しかし、出資であろうと寄付であろうと、集まったものは全部研究基金に充てるわけでございますから、研究基金に入りまして、その金については金に色目はないわけでございます。出資であろうと寄付であろうと研究基金に集めて、そしてその基金の運用益で事業をまかなってやろう、こういうことでございます。ただ、集めやすいという考慮を払いまして、全部出資しなくても、会社の場合は、あるいは出すほうの側の便宜を考えまして、寄付のほうが出資よりも出しやすいという場合につきましては、寄付でもけっこうだ、こういう意味で

○政府委員(斎藤誠君) この集まりました金につきましては、御指摘のように、法律上は、出資であれば解散の場合において出資額に見合う配当を受けるとか、あるいは譲渡権があるとか、こういう権限が出資の性格上あるわけでございますが、しかし、出資であろうと寄付であろうと、集まったものは全部研究基金に充てるわけでございますから、研究基金に入りまして、その金については金に色目はないわけでございます。出資であろうと寄付であろうと研究基金に集めて、そしてその基金の運用益で事業をまかなってやろう、こういうことでございます。ただ、集めやすいという考慮を払いまして、全部出資しなくても、会社の場合は、あるいは出すほうの側の便宜を考えまして、寄付のほうが出資よりも出しやすいという場合につきましては、寄付でもけっこうだ、こういう意味で

○政府委員(斎藤誠君) 初年度目は、これ十月から研究所の発足を予定いたしておりますから半年になるわけでございます。事業収入といたしましては七百六十二万円を予定いたしております、内容といたしましては、従来とももらって参りました農機具の検査手数料とそれから研究に伴つてのいろいろの雑収、委託試験を受けたらいたします。いろいろの収入があるわけでございますが、そういう試験研究事業の収入を予定いたしておるわけでございます。

○清澤俊英君 運用益は。

○政府委員(斎藤誠君) 運用益といたしましては、民間の出資金が一応一年目は約一億六千万円を予定いたしておりますので、それに見合う運用益といたしまして約三百三十万円を予定いたしております。

○清澤俊英君 それで第一年度が四十

○政府委員(斎藤誠君) 初年度目は、これ十月から研究所の発足を予定いたしておりますから半年になるわけでございます。事業収入といたしましては七百六十二万円を予定いたしております、内容といたしましては、従来とももらって参りました農機具の検査手数料とそれから研究に伴つてのいろいろの雑収、委託試験を受けたらいたします。いろいろの収入があるわけでございますが、そういう試験研究事業の収入を予定いたしておるわけでございます。

○清澤俊英君 運用益は。

○政府委員(斎藤誠君) 運用益といたしましては、民間の出資金が一応一年目は約一億六千万円を予定いたしておりますので、それに見合う運用益といたしまして約三百三十万円を予定いたしております。

○清澤俊英君 それで第一年度が四十

○政府委員(斎藤誠君) 初年度目は、これ十月から研究所の発足を予定いたしておりますから半年になるわけでございます。事業収入といたしましては七百六十二万円を予定いたしております、内容といたしましては、従来とももらって参りました農機具の検査手数料とそれから研究に伴つてのいろいろの雑収、委託試験を受けたらいたします。いろいろの収入があるわけでございますが、そういう試験研究事業の収入を予定いたしておるわけでございます。

六名、それから最後に八十人程度に職員をふやそうという、その職員は事務職員と専門技術職員の数はどんな割り振りになりますか。

○政府委員(斎藤誠君) 職員といいたしましては、大體事務職員が十名弱というように考えております。

○清澤俊英君 あとは、

○政府委員(斎藤誠君) あとは技能職員あるいは試験研究という……。

○清澤俊英君 専門技術家……。

○政府委員(斎藤誠君) そうです。

○清澤俊英君 どの程度の人を集められるのですか、専門技術家は。

○政府委員(斎藤誠君) 現在農機具の開発、改良につきましては、農業試験場でこれに従事している者が約五十名おるわけでございます。それから農機具検査に従事している者が約十六名おるわけでございます。そのうち、この研究所に将来移るであろうと予定されている人間につきましては、検査の関係で十三名、それから試験場の関係で三十八名予定いたしておるわけでございます。したがって、それで五十一名は、一応もし試験場のほうからくるすれば、その定員は研究所のほうに入るわけでございます。しかし、さらに今後、この研究所を運営していきまうためには人材の確保が必要であるといふこともございまして、試験場等からそれ以外においても入ってくるという人があればこの研究所に入る。それからまた新しく農機具関係の人を採用するといふことももちろん考えていく必要があると、こう考えております。

○清澤俊英君 この試験場関係というのは、県試験場もまけてですか。

○政府委員(斎藤誠君) ただいま申し上げた定員は、国立の農業試験場の関係でございます。

○清澤俊英君 この技術家ですね、技術家は今のところ小松にしてみたところが久保田にしてみたところが、今三菱重工などもやっているんじゃないですか。ああいったような大メーカーが相当入ってくるとしたら、その最高技術陣と対抗するだけの技術陣を集めるといふとしたら、これはなまやさしい経費では私はおさまらぬと思うのですが。今あげられたような、よく三千五、六百万円ぐらいの経費ではですね、人件費にも及ばないんじゃないか。そういう点はどういう技術陣を作られることになるのか、それをひとつ伺ひておきたい。

○政府委員(斎藤誠君) この研究所がもともと特殊法人の形でやる必要があるという一つの理由には、今先生のお話になりました、いかにして有能な技術陣を確保するかといふことで、この特殊法人の形をとることにいたしましたわけでございます。現在の役人の公務員ベースであります、なかなか有能な人も集まらないというようなこともありまして、この研究所に來ました場合におきましては、従来の公務員ベースよりも一五%あるいは二〇%ぐらいの給与水準が上がることになるうかと考えておるわけでございます。そういうことで、できるだけ——なかなか農機具関係の新しい学卒者は確保できにくいというのが現状でございます。そこでこの特殊法人によりまして、できるだけそういう技術関係の人も確保して参りたいし、それから今申し上げましたように、現在農機具の改良、開発に

従事しております試験場の職員につきましても、農業関係についてはやはり何といつてもエキスパートでございます。もちろん民間の研究機関もございまして、そこには優秀な技術者もおるわけでございしますが、しかし、主体は何といつても農業の機械化に必要な開発、改良をするといふことでございしますから、やはり単純に機械だけの開発、改良というのであればこれは民間の研究機関でもやれるわけでございします。しかし、これを圃場を持ち作物の栽培をする際に、いかにして機械を利用するか、それに最も適した機械の開発、改良をどうするかというこの関係が必要であるばかりでなしに、これに携わる人自身も農学についての十分な経験を持っている人が必要であるといふことになりまして、やはり試験場において従来これに従事しておった人が中心となって運営されることになっていくのじゃないか。將來は、今後新しく採用される人で補充して参る。ただ、民間の関係につきましても、御指摘にありましたように協調する必要があると、委託研究であるとか、あるいは民間との連絡試験を行なうとかいうようなことによりて相互の連絡協調をはかつていくというような措置を講じて参りたい、こう考えておるわけでございます。

○清澤俊英君 こまかいことをこうやってお聞きするが、技術陣の問題についてはさっきだいたふ天田君が伺ひておられますから、私はこれでやめませんが、さっきからの寄付金の問題であるとか、あるいは国の技術陣と民間の

会社に委託するという問題であるとか、それから関係メーカーを——まあ当然この法案からいいますと、利益配当がない出資ですね、それを五億円も集めていくと、こういうようなことになりまして、言わず語らずのうちに何かしら有力メーカーのほうに比重が傾いていくんじゃないか。ただ比重という言葉で出してきましたけれども、まあえこひいきというわけじゃないけれども、力の関係でいろいろ問題が出てくるんじゃないかと、こういうようなことが考えられますが、そういうことの危険は少しもないんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今御指摘になりましたように、この研究所の資金の構成は大部分は国が出すわけでございしますが、同時に、民間の出資がありましてもこの出資には何らの配当もなければ、出資に伴う特別の法的な権利というものはないわけでございます。法律にありませんのは、ただ出資についての条件として、解散時におきまして出資に見合う配当を受けると、こういう規定があるだけでございまして、あと、研究所に対して出資金が大きいから発言権が多いというふうな法律上の関係は全然ないわけでございます。われわれといたしましては、この点について特に意を払ひまして、検査に例をとってみまうと、検査の対象となるべきもの、あるいは検査の基準、あるいは検査の方法、これはあくまでも農林大臣がきめると、ただ検査の実施だけを研究所に委任すると、こういうことによりまして、研究所ができることによつてその出資者のインフレーションによつてどうこうするといふようなことはないうちにいたしたい。また研

究自身につきましては、これはむしろ研究の成果自身がこの民間から期待されているところでございます。その研究の成果は、おのずから、こういう特殊法人でございしますから広く利用していただく、こういうことで運用して参りたい。運営の組織の面におきましては、特に研究所に運営審議会を設けてまして、そこに学識経験者を入れて参りまして、その研究の適正をはかつて参りたい、こういう考え方をとつておるわけでございます。いずれにしても、特殊法人でございしますから、農林大臣の監督下に置かれておるわけでございします。今御指摘になりましたようなことについては、建前といたしまして、また運用上もそういうことがないように十分配慮して参りたい、こう思っております。

○清澤俊英君 それで五億円なり寄付があつたりして、メーカーや販売業者にそれがくわえられるとすれば、結局私は何らかの形でこれは製品の中へ織り込まれて、実使用するもののおおぶうような形になるのじゃないかというところが考えられますが、そういう点の御考慮はないのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農機具だけにとつてみれば、この五億の中で、農機具メーカーも農業団体も、それ以外の関連の団体も含めまして五億程度を考へておるわけでございまして、全部が農機具に転嫁されるというわけでもございしません、まあなりに転嫁されるというわけでも、現在農機具が一千万の販売高を上げておるわけでございします。おそらく今後ともっともつとあふると思いますが、そういうことによつて直接的な、これが出資がコストに影

響するということは私はないのではな
かるか、むしろありとするならば、
今後新しく農機具を開発、改良するこ
とによって、事業分量が、いわゆる農
家の農機具の新しい需要が増大する
と、販売量がふえたと、こういうこと
の利益があるのであって、直接的にこ
れがコストにどうこうということにま
ではならないのではなからうか、こう
思っております。

○清澤俊英君 こういう農業機械化研
究所のようなものを設けて、そしてい
ろいろめんどうな規定を作って、そし
てこれをまあある場合は制圧したり、
指導やったりして、性能の高い、いい
やつをやろうとする意図はよくわかり
ます。それだけのことであり、同時に、
農業基本法を中心にした構造改善の
中心になる機械改造ですわね、これ
は。機械改造と見てよろしいと思うの
です。そういうものをやるにわずかに五
億圓くらいのものが、これは国でどう
しても出せなかったのか。わずかのこ
とですけれども、これは農民のほうか
ら受け取りますと、そういう金が、今
も一番初めお伺いしましたとおり、こ
れから先十億圓にする具体化の五億圓
を政府がはつきり出していくというこ
とはまだはつきりめがつかないとい
うだ、片方は大体これだけ集めるとい
うめどはついておると、こういうこと
になりますと、農民が受け取る感じとい
うものは、何か政府というものはそう
いう大メーカーと手を握って、そして
何かやっていくのじゃないかと、こう
いう感じを受けないでしょうか。それ
は実際そういうことはあり得ないと思
うですよ。あり得ないと思うけれど
も、そういうふうに考えたとしたら、

せっかくのこれだけの意図を持って進
められるものが私は逆の、農民の上か
ら見れば逆の感情になる。実際の効率
は高まるかもしれないけれども、感情は
逆になっていくのじゃないか。五億圓
くらいの金が、今の日本の国としてこ
れはどうして出せなかったのでしょうか。
か。その間のもし漏らしていただける
ものがあるならば、私は漏らしていただ
きたいと思う。そんなものくらい国
が出して堂々とやっていったって罰は
当たらないと思うのです。

○政府委員(斎藤誠君) 国としても過
半のものは出資するわけでございまし
て、今後とも必要な額については国か
ら出してもらうと、こういう考え方で
おるわけでございしますが、なぜ民間出
資を期待したのかという点につきま
して申し上げますと、民間におきま
してのもちろん試験研究の施設を持っ
ておるわけでございします。持っており
ますけれども、もともとこの機械化研
究所を必要としたしますゆえんのもの
は、現在の農機具の開発、改良の分野
というものがずいぶん残されておる
と、これを早急に埋めていかなければ
いけない状況にあって、むしろ現実には
事実のほうは先行して試験研究がおく
れておるといのが率直にいうて現状
でございします。そこで、国としてこの
試験研究をやります場合におきまして
も、結果的にはこれは企業を通じて量
産されて、農機具として販売される、
そうして農家に利用されることに相な
るわけでございします。そこで、国とし
てももちろんやるべきものはやるわけ
でございしますが、同時に、企業が当然
これらに関連して新しく開発、改良す

る部分につきましては、当然研究に投
資するということに相なるわけでござ
いますので、そこで同じ投資をするな
らば、民間でも投資し政府でも投資す
るということにせよ、二重投資を避
ける意味で、両者合休で、むしろ新し
い開発、改良分野についての試験研究
を進めたほうがより合理的ではない
か、こういう意味におきまして、民間
の出資もこの中に取り込んで研究機関
にする、民間のほうから見ても、
国は国でやる、民間は民間でやるとい
うことでなしに、むしろ今後期待され
るものについては、やはりすぐ右から
左に利益を上げるということでもなく
て、二年、三年なりは当然リスクを持
ちながら試験研究をしていかなければ
ならない分野が多々あるわけでござい
ます。そういう分野におきまして、国
ばかりではなしに、民間からも出し
て、二重投資も避け、一そうより強力
なものにして参りたい、こういうこと
から、まあ両者期せずしてそういう要
望の上にこういう形をとったわけでご
ざいます。

○清澤俊英君 その点については議論
もありますけれどもやめます。そこ
で、この機械化審議会委員ですか、こ
れは十名ででき上がるというのです
が、その委員の割り出し——割り出し
といいますが、どういう方面から何名
くらいとる、こういうように大体きまっ
ておりますか、委員数に対する……。
○政府委員(斎藤誠君) 審議会自身は
研究所の業務の運営につきまして重要
事項を調査、審議するということにな
っておりますが、大体は試験研究機関
でございしますので、農業試験場の機械
化関係の専門技術者であるとか、ある
いは農業機械の試験所は通産省にござ
います。そういう関係者であるとか、
あるいは農機具のメーカー、販売
業者、あるいは農機具、そういう
農機具、あるいは農業機械化について
の学識経験者を広く選びたい、かよう
に考えております。

○清澤俊英君 広くと言っても十人で
しょう。十人です。広くと言っても
十人でしょう。農業試験場関係からあ
る数を出し、それから農機具、販売
業者、それからメーカー、販売業者、そ
の他関係者が学識経験者、こうなる
のですから、その大体割り振りはどう
いう形になるか、こういうことを言っ
ている。

○政府委員(斎藤誠君) 十人という制
限はございしますが、選定範囲は広く
いう意味で申し上げたわけでございま
す。具体的に今どういう割り振りだ
ということは考えておりません。むしろ
これは利益代表というような性質のも
のではございせんので、この試験研
究を進めていく上におきまして、最も
学識経験のある者を、適切な意見の吐
けるような方を選んで参りたい、かよ
うに思っております。

○清澤俊英君 その学識経験者の中に
は、工科大学などの優秀な技術の教授
等も入りますか。
○政府委員(斎藤誠君) 機械化に関係
して、そういう優秀な方がおいでに
なれば、広くその中にも入れたと思
います。

○清澤俊英君 メーカーからどれくら
いとられるつもりですか。
○政府委員(斎藤誠君) メーカーなる
がゆえにということ選定する考えは
ございせん、メーカーの中におい
ても特に農業機械の開発、改良につ
いての学識経験ある者を選定する考
え方でございします。したがって、メ
ーカーを何人というように、内部の割
振りは全然今考えておりません。

○清澤俊英君 そこで、未開発の機械
化促進をやっていく、これからまあ機
械を国内生産なり何なりして整備し
て持っていく、新しいものを作ってい
こう、それが一つの形がで上がるま
では非常に金もかかるし、すぐそれ
が使えるか使えないかわからぬ、こ
ういう研究もしていこう、こういう場
合には、その立場はメーカーにもあ
るし、国にもあるのだからと、こうい
うさつき御答弁でした。そこで、そ
ういった場合には、これは午前にもお
伺いしましたが、補助金等を出して、
そしてこういふものを、こういう観点
において、ひとつ試作するならば試作
をしてくれ、こういうようなことがこ
で行なわれますか。

○政府委員(斎藤誠君) 研究所におき
ます研究は主として基礎研究、ある
いは応用研究、あるいは試作機器を作
るというような、実験機の試作とい
ったようなことが研究所でなされるこ
とになろうかと思ひます。民間の企業
におきましては、さらに研究所で実験
機等ができました場合に、それを試作
するような研究のことをやってもら
うとか、さらに試作の段階から、ある
程度の量産をしてもらうような段階ま
でいくというような場合もあるかと存
じます。そこで、今研究所から企業に
補助金を出して試作するような場合
があるかどうか、こういうようなこと
でございしますが、試作の段階について

いろいろの補助金につきましては、実は企業合理化試験補助金というのがございまして、これは主として通産省から中小企業のメーカーに対して出されているようでございます。農林省のはうからは応用研究費ということで、特に機械についての改良等の試験補助金を出しております。研究所の場合におきましては、おそらくある程度の設計ができた、それを具体的に試作してもらうというような委託の関係で、特定の会社で作らせるといふような場合が出てくると思います。この場合は補助金ということになるか、あるいは経費を出して特定の会社に試作をさせるといふことになるか、そのあたりに今後の問題でございしますが、そういう場合があり得るのではないかと、こう考えております。

○清澤俊英君 問題は、そうやって一つの試作が完成した、完全な機械ができ上がって、これは量産に入ってよろしい、こういった場合、今までの経過からいけば、メーカー等にそういう今言われたような因縁があつて、そうすると、これは試験所で一応計画した完成品である。それを作るときになりましたら、これはどういう形でメーカーに作らせるのでしょうか、いづれその関係した者に優先的に作らせるのか、それともその完成品の技術パテント等があれば別であります、パテント等がない場合でも、農林省の保障してやる機械であるということになりますれば、これはそのメーカーは非常に有利な立場で売れると思うのですが、そういう点の製作をやります場合には、最も公平にやるとすれば、どういうことになるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) その点は、研究所と特定のメーカーとの間に試作品の委託をすることに伴って利害關係が生ずるのではなからうか、こういう御懸念の御質問だと思いますが、確かにそういう御心配はあろうと思われるわけでございます。一般的に現在におきましても、農業試験場におきましていろいろの試作品を各メーカーに頼んで

試作をさしておるわけでございます。現在そうやっておるわけでございます。その間、特別に会社の方から受託研究を受けたものについてはそういう場合もありますけれども、現在までのところ、試験場とそういう試作の関係によりまして特別に特定の会社が非常に恩恵を受けたということはないわけでございます。と申しますのは、大体ある試作をする場合におきまし

て、メーカーというものはおのずからきまってるわけでございます。もちろんものによつてはどの会社でもみな製作できるというものもございしますが、ものによつては、特定の会社しかできないというようなものもあるわけでございます。広くできます場合におきましては、どういうところにこれをきましては、どういうところにこれを試作させるかというようなことにつきましては、十分その会社の性能なり性格なりにおきまして、いわば運営審議会における一つの試作のそういう場合におけるやり方等につきまして運営審議会でもはかつていただいて、そうしてどういうところにどういうふうに試作機を頼むべきかというようなこともこの審議会の審議事項に入れていったらどうであらうかというように内部ではいろいろ研究いたしておるわけでございます。もっともそれが特許になります。

ますれば、これはもう研究所の性格として広く、だれにも実施させる、実施権を付与すると、こういうことでまあ広く利用に供して参りたい、こう思っておるわけでございます。

○清澤俊彦君 大体、今度あと各条章についてごまかしい、ちよつとわからぬところをお伺いしたいと思ひますか……。

○委員長(橋原茂喜君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(橋原茂喜君) 速記を起こして。

本件については、この程度にいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(橋原茂喜君) 速記を始め

この際、委員の異動を報告いたしました。仲原善一君が辞任、その補欠として田中啓一君が選任されました。

○委員長(堀原茂雄君) 漁業法の一部を改正する法律案(閣法第一三二号、参議院先議)を議題といたします。

本案につきましては、去る十日質疑を終局いたしました。

それでは、これより討論に入りませう。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○森八三一君 ただいま議題となりました漁業法の一部を改正する法律案に対し、以下申し述べます部分の修正部分を除きます他の部分につきましてはは原案に賛成の意を表するものでございます。

まず、修正案を朗読いたします。

漁業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正規定中「第二十一条第一項」を「第二十一条及び第二項」に改める。

第二十一条第一項の改正規定中「区画漁業権を除く。」を「区画漁業権を除く。第四項において同じ。」に改める。

第二十一条第二項から第五項までの改正規定を次のように改める。

第二十一条第四項中「五年」を、「専ら珠養殖業を内容とする区画漁業権又は第六条第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業を内容とする区画漁業権によつては十年、その他の区画漁業権によつては五年」に改める。

附則第二条中「当該漁業権又は入漁権」を、「漁業権」に改める。

漁権の存続期間中は」を断る。
以上であります。

この修正案の趣旨は、すでに本改正案の審議の過程を通じて明らかなりなつたところであり、政府当局の答弁におきましても、その趣旨を実際の法律運営上におきましては十分具現するように取り計らうというような趣旨の御答弁があつたのであります。私どもは、現行法におきましてもすでに区画漁業権、特にノリ、貝類等の特定区画漁業権、養殖に関連いたしまするものにつきましては、その免許期間が満了いたしました場合、特別の場合を除きまして現行法の二十一条の三項であつたにもかかわらず、そういふような場合を除きましては関係の漁業者、零細な漁民の諸君が存続してその業を営みたいというような場合には、原則としてその期間の更新と申し

まするが、延長をはかることに相なつておるのであります。このことは特定区画漁業に従事をされている諸君がそれぞれ相当多額の資金を投入いたしておりますし、また施設等も行なっているわけですが、わずかな期間でその期間が切れまして、その際にけ白紙に返つてあらためて審査をせられ、かくして免許が与えられないとい

うようなことがもしありといたしますれば、非常に不安の念にかられるというわけでもある。そういうようなことを考慮いたしましたので、すでは明治四十四年に改正せられましたときに、昭和二十四年に改正せられましたときにも、特に沿岸における零細な漁民諸君の業を安定してやっていくという、安心を与えるというような意味で、いろいろ議論はあるにいたしましたがそういうような対策が講ぜられておったと思うのであります。その趣旨は最近における同僚情勢あるいはその他の情勢から考えましても、將來に確保をしてやらなければならぬきわめて重要な沿岸漁業増興に関する要諦であらうと思う。そこで趣旨は、先刻申し上げましたように、政府当局におきましても答弁を通して明らかにされておることでありますので、その趣旨を法律に明定いたしましたことがこの際の措置としては漁民諸君に親切なゆえんでもあり、また沿岸漁業を振興するという政府の基本的態度を忠実に実行する趣旨でもあらう。こう考えますので、ただいま朗讀いたしました第二十一条に関連する部の修正を行ない、漁民諸君に安心をてこの業にいそしむ得るというよう態勢を確立させたいというのが私の案の理由でございます。

ただいま森君から二十一条關係だけについて申されたのでありますが、この漁業二法の審議の過程を通じて五問題になる点は、漁業法について五点、漁業協同組合法につきまして一点、合わせて六点が問題であると存じます。これらは修正もしくは附帯決議を付して政府において取り扱いを改善しなければならぬ諸点であります。しかしながら、私ども審議の過程を通じて、各党話し合い等を行ない、その最大公約数と相なりましたものは、いわゆる二十一条關係の区画漁業権についての継続許可の制度であるのであります。そこで、与党はもちろん提案者の立場に賛成はできないにいたしましたが、野党においてはただいま申しような話し合いが了したのでありまして、この意味からも、ぜひともこのただ一点にしほりました修正案には各位の賛成を得たいのであります。この修正がなければ、他に数々の重要問題もございまして、私どもはやむなく原案に反対せざるを得ないことをこの際申し添えておきます。

○清澤俊英君 私は日本社会党を代表しまして、本案に残念ながら反対の意見を申し述べたいと思います。反対の理由をこまかく申し上げますと、数点にわたって反対理由を申し述べなければならぬのでありますが、時間の關係等もありますので、私は總括的な立場に立つて反対の意思を表示したいと思ひます。

ころの政府の基本政策の方向は、われわれの考えから見ればちと誤つておるのじゃないか、これが中心になります。と申しますことは、戦後の制度改革は、民主的な漁村を作る、こういうことを中心にしまして、まず沿岸漁民に、旧来から持った権限を、一応いろいろな形で奪われておりましたものをいろいろな形で買ひ上げて、それを昔のありのままの形で、それが基本だった、衆の中へ返された、これが基本だっただけだと思います。それが今度の改正では、その線がまた逆戻りしておる、こういうふうに見えておりますのが、われわれの反対のまず初点となります。したがって、いまして、この改正案を見ますと、職いまして、この改正を行なって、そうしてその結果はどうかと申しするのならならば、後に申し述べますが、非常に階級分化の姿を極端に現わしてきている、こういうことが見られるのであります。そして、そういう形になりますことを是正していこう、こういう意欲をほとんど欠いて、そしてその努力というものが何ら行なっておらぬのであります。したがって、これを逆に言いますならば、だんだんと階級分化を進めて、そうして現代的ないわゆる漁業構造としての資本構造の強化を沿岸漁民にまで推し進めてこよう。したがって、この改正案の中には、大資本の漁業経営を中心にしたことに重点を置かれて、そうして一方、沿岸漁民を無視する、むしろ今まであった権限を制限していく、こういうものが出てくることは明瞭な事実であります。そうしまして政府は、今後の漁業政策の基調を、今までの増産中心から、経営

この政府の基本政策の方向は、われわれの考えから見ればちと誤つておるのじゃないか、これが中心になります。と申しますことは、戦後の制度改革は、民主的な漁村を作る、こういうことを中心にしまして、まず沿岸漁民に、旧来から持った権限を、一応いろいろな形で奪われておりましたものを、政府が買い上げて、それを昔のありのままの形で、漁業権等の一つの形で民衆の中へ返された、これが基本だつたと思ひます。それが今度の改正では、その線がまた逆戻りしておる、こういうふうに見ておりますのが、われわれの反対のまず初点となります。したがひまして、この改正案を見ますと、戦後の制度改正の成果を根こそぎにした漁業構造の改正を行なつて、そうしてその結果はどうかと申しますなら、後、後に申し述べますが、非常に階級分化の姿を極端に現わしてきている、こういうことが見られるのであります。て、そういう形になりますことを是正して、こういう意欲をほとんど欠いて、そしてその努力というものを何ら行なつておらぬのであります。したがひまして、これを逆に言いますならば、だんだんと階級分化を進めなつて、そうして現代的ないわゆる漁業構造としての資本構造の強化を沿岸漁民

にまで推し進めてこよう。したがって、この改正案の中には、大資本の漁業経営を中心にしたことに重点を置かれて、そうして一方、沿岸漁民を無視する、むしろ今まであった権限を制圧していかれる、こういうものが出てくることは明瞭な事実であります。そうしまして政府は、今後の漁業政策の基調を、今までの増産中心から、経営

安定へと持つていく。経営安定へ持
ていきますすなわち、この審議の過程で
現われましたとおおり、漁獲の海区は、
は、漁獲量に比し、その形に進んでく
る。したがって、それができないなり
ますが、したがって、それができないなり
現実の形は、結局、この法案により
まして、だんだんと沿海漁民の持つて
おりました権限の中へ資本の形で押し
上げてきています。その押し上げられて
くることは、ちょうど今日の日本の経済整
備をやつて、そうして大企業を整備し
て参りますれば、したがって、それは
ね返りが中小企業へだんだん押し返し
てきている、と同じものを行なつてお
られる、こういうふうにとこの全法案の
中には受け取れる線が非常に多いので
あります。結局しますならだ、漁獲量
中心の施策から、漁業所得の向上、漁
業経営の安定をはかることに重点が向
けられるべきであります、増産を前
提としつつ、しかも漁民の所得を増大
し得る積極的な方法が、さきに申しま
したような形で現われますから、したか
がつて、弱い線にはそれが出てこなか
い。かえつて逆の線だけが出ています。
こういうことが考えられます。

　　こういう点から、社会党として考へ
ておりますことは、大体、もうだいど
現実的に行き詰まった、矛盾した中に
漁業政策を進められるというこう形の
中では、一体沿岸漁民と資本漁業とい
うようなものをどうやつていくかとい
う線において、ある程度までも自己信
を失っているのではないか。そうい
て、現実の自由経済を基礎とした資本

安定へと持っていく。経営安定へ持ていきますならば、この審議の過程で現われましたとおり、漁獲の海区は、だんだんと国際的な関係等を経てくる。一方、船舶並びに漁具の改良によりまして、漁獲量は能率的に進んでくる。したがって、その形は、漁獲海区の拡大が当然必要になりますが、したがって、それができない現実の形は、結局、この本法案によりまして、だんだんと沿海漁民の持つておりました権限の中へ資本の形で押し上げてきている。その押し上げられてくることは、ちょうど今日の日本の経済整備をやつて、そうして大企業を整備して参りますれば、したがって、そのね返りが中小企業へだんだん押し返してきている、と同じものを行なつておられる、こういうふうにこの全法案の中には受け取れる線が非常に多いのであります。結局しますならだ、漁獲量中心の施策から、漁業所得の向上、漁業経営の安定をはかることに重点が向かわけられるべきであります。増産を前提としつつ、しかも漁民の所得を増大し得る積極的な方法が、さきに申しましたような形で現れますから、したがって、弱い線にはそれが出てこなければ。かえつて逆の線だけが出ている。こういうことが考えられます。

こういふ点から、社会党として考へておりますことは、大体、もうだいたい現実的に行き詰まった、矛盾した中に漁業政策を進められるというこゝろ形の中では、一体沿岸漁民と資本漁業といふようなものをどうやっていくかという線において、ある程度までも自信を失っているのじゃないか。そういって、現実の自由経済を基礎とした資本

あるものじゃなく、すべてのものが修きつづける。漁業のほうにすべてのものが修きつづける。案の中から考えられます。これをいまま一度極端に申しますと、何が一体今日の沿岸漁民を今日の窮乏に追い込んだのか。こう申しますと、資本漁業自身がおか。沖合いからだんだんといろいろののけが、結局沿岸漁民を今日の状況に追い込んだ。陸から見ますれば、日本の国を、各種の企業が発達すると同時に汚水が流れてくる。そうして沿岸の魚種の成長に対して非常なじゃまをしていいる。これは他からくる動因であります。それがそれに対してもいろいろいわれておるが、実質的には何もやっておらなかつた。そうして今度の法案で見ますと、おり、沿岸漁民自身に対してはいろいろの権利を剝奪しておる。こういう形が出ておりますので、われわれとしきしてはこういう改正案に対しては一度反対をして参らなければならぬ。そこでまあ触れて参りますれば改正案中の問題点というものはさつきも言いましたとおり十数点あります。これくらゐありますから。だから、これをみんなたやっていたら夜があけますから、簡明に申し上げますと、たとえてみまするならば、第八条の漁民の今まで持つておりました自営権を剝奪して、そうして組合へ漁業権を、これを移してしまふ、これは先日私はだいたい詳しく水産庁長官と言ひ合つたのでありますが、そういう形で、古来沿岸漁民が実質的に持つておりました浜と沿岸漁民との結びつきというものは法律上から見ると全く断たれてしまつてゐる。だ

あるのじゃないかということがこの法案の中から考えられます。これをいまだ一度極端に申しますと、何が一体今日の沿岸漁民を今日の窮乏に追い込んだのか。こう申しますと、資本漁業自身か、沖合いからだんだんといろいろの進歩した船と漁法をもつて沿岸に寄つてくる回遊魚、あるいは底びき網等による根こそぎの漁獲というようなことが、結局沿岸漁民を今日の状況に追い込んだ。陸から見ますれば、日本の国を、各種の企業が発達すると同時に汚水が流れてくる。そうして沿岸の魚株の成長に対して非常なじゃまをしている。これは他からくる動因であります。がそれらに対してもいろいろいわれておるが、実質的には何もやっておらなからい。そうして今度の法案で見ますとおき、沿岸漁民自身に対してはいろいろの権利を剝奪しておる。こういう形が出ておりますので、われわれとしきしてはこういう改正案に対しては一度反対をして参らなければならぬ。そこでまあ触れて参りますれば改正案中の問題点というものはさつきも言いましたとおり十数点あります。これくらいありますから。だから、これをみんなたやっていたら夜があけますから、簡明に申し上げますと、たとえてみますと

ならば、第八条の漁民の今まで持つておりました自営権を剝奪して、そうして組合へ漁業権を、これを移してしまふ、これは先日私はだいたい詳しく水産庁長官と言ひ合つたのでありますが、そういう形で、古来沿岸漁民が実質的に持つておりました浜と沿岸漁民との結びつきというものは法律上から見ると全く断たれてしまつてゐる。だ

から、十四条の九項のこときものとしてしまふ、そうしてその一方どういふものができるかと申します。ならば、漁業協同組合の中に三百トンの以下の経営者、船の種々の経営者が入ってくる、あるいは三百人の従業員を持つ経営者が入ってくる、これは漁業協同組合の法案自身を中心にしますならば、これは正當な私は参加資格を持つと思います。これから先漁業規則並びに入会入漁規則等を改正せられた結果とすれば、法律の表から見れば仲間入りができる権限がある、その反面沿岸漁民はどうかと申しますならば、今まで三十日から九十日の漁業に従事した者は正組員として取り扱われた、それが今度は九十日から百二十日というふうに、就業日数を延ばされる、漁業労働者はのけられる、これは准組員として、そういうものを与えるのだといひましても、正組員からのけられて参ります。これらは非常に私は法律の表から見ますならば大きな後退だと思うのです。一方は大経営者としてのおの各魚種を中心にした利益を擁護する各協同組合を持つていゝる、三百トン以上の船舶の所有者なんというものは、これは以下と申しましても、これはカツオとかマグロとか、あるいはその他の魚種によつておのの組合を持つて、みづからを守つてあつてその浜のまた漁業協同組合へ入つていく、そして漁業権には正組員として参加する権限を与えられてゐる、一方はとられてゐる、だんだん漁業がなくなれば漁業率も少なくなつてきてゐる、これをふるい落としたのでありますから、したがひまして、正組員の資格を完備するだけの漁業日数

を持つ者がだんだん減ってくるだろうと思うのです。また漁業が大資本によつて荒らされて、あるいは日本の企業態勢の進み方によつて浜が荒らされて、そうして窮乏して参りますればこれは仕方がない、これは兼業としてある程度自分の浜で働くが、大部分は漁業労働者もしくは他の労働者として、兼業でもやつていかねければやっでいけません。これを皆はずしてしまふ。擁護すべきものを擁護しないので、だんだんはずして、自立のできるものをこの組合員の中に入れる、そうして正組合員とするというやり方です。あるいは漁業有限会社を作つていく者に定置網の権限を与える、こういうようなふうにして、せつかく前回改正せられた漁業法の精神というものを踏みにじつて、逆な方向へ行く。われわれとしてはそうじゃないのだ。今浜で困っている漁民に対して、地域等の場合もそうだし、もっと沿岸漁民を擁護する立場をとつて、そうしてこれは時代のことでありますから、何も手こぎ網で、無動力船でやらなければならぬとは言いません。これらを共同の力で整備したる者には出してやるといたしまして、少なくとも、沿岸漁民をもっと擁護する法律というものがこの中に盛り込まなければならぬ。そういうものは一つもない。だんだん狭めるだけのことであつて、一つもない。こういう点において、私どもは総合的に反対して参りました。こまかい点は一一つと申し上げても切がありませんから申し上げませんが、総合的にそれが問題になつてゐる。

そこで、総合的に本案には反対して参りますが、ただいま森さんから提案

になりました修正案というものは、これはわれわれの立場からしてみても、この修正は当然のことである。第八條あるいは第二十一條、十四條の九項等々に関連して、当然森さんの私は修正といふものは、非常な正当性を持つと思ひます。したがひまして、この点は、われわれとしても別に、私どもの議論を一点にしばつて提案せられたのでありますから、反対する理由はないのであります。この点は私に賛成の意を表しまして、私の討論を終わりたいと思ひます。

○委員長(橋原茂喜君) 他に御意見もございせんければ、討論は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りませう。

まず、討論中にありました森君提出の修正案を問題に供します。森君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋原茂喜君) 少数と認めます。よつて、修正案は否決せられました。

次に、漁業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋原茂喜君) 多数と認めます。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。

○天田勝正君 私ども野党はぜひ最小限度でありまして、第二十一條関係の

修正をいたしたいというので、公約数による修正案を提示いたしましたのでありますが、残念ながら、ただいまの採決でこれが否決をされ、政府原案が可決せられたわけでありまして、そこで、今後におきましては、これが運用を適正ならしめるために、政府の扱いに期待するとともに、これら問題になりまして諸点につきましては、次の機会にこれが改善されるようにしていただかなければならないと思ひます。私は、この際、可決された後でありますけれども、これが改善すべき点について附帯決議を付したいと思ひます。

ただいま森君提案の第二十一條関係については、今決せられたところでありまして、この部分を除きますが、以下提案申し上げ、若干その趣旨を申し述べたいと思ひます。

「漁業法の一部を改正する法律案」(附帯決議案)

政府は、この法律の施行にあたつて、次の事項に關して遺憾なきを期すべきである。

一、漁業協同組合の管理漁業権の共同申請にかかる、規定の乱用を防ぎ組合の健全性の確保と漁業権の適正な行使をはかるため都道府県知事及び組合の指導に努めるとともに適当な措置を検討すること。

二、指定漁業の許可又は起業の認可にあつては、漁業及び労働に關する法令の悪質な違反者に対しては原則として許可しないこととし、また許可後においても悪質な違反をおかした場合は許可を取り消し、もつて水産資源の保護、漁業秩序の維持及び

漁業従事者の労働条件の改善に資すること。

三、指定漁業の許可又は企業業の認可の場合、船舶の総トン数が基準とされているが、これがため漁業調整上問題があるばかりでなく、海難の因をなし、人命及び船体の安全等の上からも問題があるのを、速かに、合理的な方法について検討すること。

四、中央漁業調整審議会の委員の任命については、漁業の実態を考慮し適当な数の漁業従事者代表を加へること。

以上であります。

この附帯決議の第一点でございますが、これは第十四條第三項、四項にまたがる問題であります。すなわち、一地域に二つの漁業協同組合が存在し、その一つは何人が見ても妥当ならざる人々によつて構成をされておる、あるいは指導されておるという場合に、他の何人が見ても正当と見受けられる漁業協同組合が存在をいたしまして、これが各種の許可を申請する場合に、正しからざる構成による組合が共同申請を行なうとする場合に、正当の事由なければこれを拒否することができない。こういう規定に相なつてゐるとともに、さらに正しい一方が漁業権を取り消した場合に、これに共有を他の一方が主張した場合に拒否することができないというものが十四條第三項、四項であります。かような状態になりますと、今日まで悪用されないといひながら、だんだんこの法律の欠陥が多くなつて判明して参つた場合には、俗に言う総会荒らしのごときものが起こることは必然でございます。

さようなことになりましたと、この法律の大前提であります漁村の民主化といふものは一部のボスによつて攪乱されるという危険があるのでありますから、これを第一に皆さんの方のひとつ御賛成を得たいと思ひます。

第二の点は、指定漁業の許可についてでございますが、現在漁業及び労働に關する法令を著しく違反する精神を持つ場合、こういう趣旨の規定がございまして、したがつて、違反を行なうものは、自分たちは法律を守る精神は十分あるのである。十分あるにもかかわらず、ついつい結果において法令違反を犯してしまつたのである、こういうような言ひのがれによりまして一向法律が守られないというのが実情でございます。そこで、ここに申し述べましたように、漁業及び労働に關する法令の悪質な違反者に対してはまず許可をいたさない、そうして許可後において違反があつた場合にはその許可を取り消す、現在ではさうなことが一向行なわれておらないというのが一つの穴であります。こういうことによりまして、水産資源の保護、漁業秩序の維持、また漁業従事者、労働者の労働条件の改善に資しようというのが提案の趣旨であります。

第三の点は、指定漁業の許可、企業の認可の場合でございますが、ただいまの基準が船舶の総トン数だけによつてこれが決定されておるのであります。しかし、この結果をいたしまして、つい整備をないがしろにし、その結果が海難の原因をなし、あるいは人命、船体の安全にきつめて支障がある事態が見えておるのであります。であ

りますから、単に船舶の総トン数だけを基準にして許可、認可するということでは、人命の尊重、船体の安全、こういう基準も大いに盛り込んで、他の合理的な許可の基準をひとつ作ってもらいたいというのがその趣旨であります。

第四は、中央漁業調整委員会の構成であります。これは二十五名からなりまして、その十名は学識経験者、残りの十五名は漁業者及び漁業従事者の代表、このように規定されておりますが、現状におきましては、かように規定されておきましても、なるほど漁業者はその委員に相なっておるものであります。が、いわゆる漁業従事者、いわゆる労働者だと言つてよろしいかと思ひますが、そういう単に漁業に従事して使われておるという人たちが、この審議会の委員には一人も任命されておらないのであります。わずかに例外的にさつき申しました学識経験者十名のワクの中に一人しか入つておらない、こういう実情でありまして、とうていこの法律で各所に規定されております漁業及び労働に関する法令をどう守るか、この労働の法令の部分については一向発言権が働く人になんというのが実情でありますから、そこで先ほど申しましたように漁業の実態を考慮して適当な数の漁業従事者の代表を加えるべきであるというのが提案の趣旨であります。

以上四点について、ここに附帯決議案を提案いたしましたのであります。どうか各位の御賛成を得たいと思ひます。以上。

○森八三君 ただいま可決せられました漁業法の一部を改正する法律案に

対しまして、次に申し述べます附帯決議をすべきことを提案いたしたいと思ひます。

私は、改正案の討論採決に際しまして、長い間沿岸漁民の諸君が持つておりました特定区画漁業権につきまして、その期間満了の場合、たとえば特別の事由のない限りこれを継続して免許を与える旨の修正を提示いたしましたのであります。遺憾ながら否決になりました。自然原案が実施を見るという運びに相なるのであります。が、私の述べた趣旨につきましては、本法の質疑を通してもすでに明らかになつておりますように、実態的にはその趣旨が敷衍されるようになりたいたいという旨の答弁があつたわけでございます。この際このことが忠実に守られまして、沿岸漁民の諸君が安心してやつていけるようなことについて政府に措置を希望いたす趣旨のものでございます。

ここに案文を朗読いたします。

「漁業法の一部を改正する法律案（附帯決議案）」

本改正法案において、区画漁業権は、その更新につき制度上の建前が変更されたのであるが、政府は特定区画漁業権については、漁業権期間満了後の免許に際し、漁業協同組合の優先順位の確保は勿論、従前の漁業権及びその関係漁民の経営に慎重な考慮を払い、関係漁民の経営の安定を図り不安なからしめるよう適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。

この趣旨につきましては、もう先刻申し上げましたとおりであります。

し、各位十分御了承のことでありまして、何とぞ零細な漁民の諸君が安心して永久にその業にいそしみ得ますように、政府の特別の措置がなされるよう御期待をいたすわけでありまして、御賛成をいただきますと思ひます。以上。

○委員（橋本虎雄君） 天田君提出の附帯決議案についてお諮りいたします。

天田君提出の附帯決議案を本委員会が決議することにより御異議ございませんか。

○委員（橋本虎雄君） 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

次に、森君提出の附帯決議案についてお諮りいたします。

森君提出の附帯決議案を本委員会が決議することにより御異議ございませんか。

○委員（橋本虎雄君） 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、ただいまの二つの附帯決議の整理統合につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員（橋本虎雄君） 御異議ないと認めます。よつて、さよう取り計らいます。

○委員（中野文門君） ただいま漁業法の一部を改正する法律案につきま

して、附帯決議が御決定に相なつたのでございますが、政府といたしましては、附帯決議の御趣旨を十分尊重いた

しまして善処いたしたいと存じます。特に、特定区画漁業権の期間満了後の免許につきましては、従来からの漁業権者及び関係漁民の経営の安定をはかり、不当に不安の念を起さぬよう都道府県知事に通達いたしました。知事が漁場計画を立てないか、または漁業調整その他公益上の理由により漁業権の免許をしないときは、あらかじめ農林大臣にその事情を報告いたさせまして、適当な措置をする等善処いたしたいと、かように存する次第でございます。

○委員（橋本虎雄君） 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第一三三三号、参議院先議）を議題といたします。

本案につきましては、去る十日質疑を終局しております。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○藤野義雄君 私は自民党を代表して、ただいまの法律案について次のような附帯決議案を付して賛成いたしましたと思ひます。

「水産業協同組合法の一部を改正する法律案（附帯決議案）」

政府は、沿岸漁業の経営安定のため、速かに漁業共済制度の確立を図り特に養殖についての共済制度の整備充実を期すべきである。

右決議する。

このことについては、過般の質疑の際においていろいろと回答があつたのでありますから、つけ加えて申し上げる必要はないかと考えますけれども、日本の沿岸漁業というものは、過去に

おいてはその近くに生産されておつたものを取る漁業だったのであります。しかしながら、だんだんと生産が少なくなつて、沿岸漁民は経営困難な状態に陥つたのであります。今後の沿岸漁業というものは、そこに各種の施設をして培養をして、そしてその増殖によつて得たところのものによつて漁家の経営の安定をはからなくてはならないというふうなところを考へるのであります。そういうふうなことになることになりましたならば、その施設が一たん被害を受けた場合においては、何とかこれを救済しなければならぬ、あるいは策が講じられなければならぬのであります。そのためには幸ひにしまして、現在漁業共済制度があるのでありますが、この漁業共済制度はいまだ養殖については十分でないのであります。この点について共済制度を整備拡充して、沿岸漁民の生活安定をはかり、経営の安定をするようにしていきたいと思ひます。

○森八三君 ただいま議題になつております水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対して、原案に賛成いたしますとともに、ただいま提案せられました藤野君提出の附帯決議案にも賛意を表するわけでありまして、くどいことを申し上げる必要はありませんが、ただいま藤野委員からお話がありましたように、沿岸漁業の実態は、ただ単に自然に発生してくる魚を取るということではなくて、養殖をするというきわめて複雑な状態になつておりますのであります。年々歳々不可避的な台風その他の被害を余儀なくされておる実態、さらに沿岸における工業の発展に伴う汚水その他

の関係から、非常な被害が巻き起こらざるを得ないという現実等を考えますと、そういうような不測の損害に対処する態度、施策というものが確立されておられなければならないことはもう申すまでもないと思つております。

私も本法の審査にあたりまして、お尋ねをいたしました際に、水産庁長官もほんとうに親切な御答弁があつたことを記憶いたしておるのですが、ただ単にこの場の答弁だけではいけませんので、おそらくそういうようなお気持ちではない、ほんとうに取り組んでいくという情熱のこもつたことを確信いたしました。したが、少なくとも政府が相当の負担を持ちつこの仕事にすみやかに具現されますように、強く希望いたします。原案に賛成の意を表する次第であります。

○清澤俊英君 私どもは協同組合法に反対します。

反対の理由はごく簡単であります。が、大体この改正案を見て参りまして、漁業協同組合の構成に対して先般も質問しましたとおり、非常に複雑になつておると思つております。このことは、漁業協同組合自身が経営もできたり、漁獲もできたり、あるいはそうかと思つたならば別な生産組合があつたりするよう、非常なまだ改正しなければならぬところが改正にならないで、しかもその中へ入ります漁民の資格が、さっきの漁業法の際にも申しましたとおり、漁業日数等によつて制限されてきている。一方、大経営者が正会員として加入してきている、あるいは有限会社がこの加入することができると、こういうようなことでやつて参りましたならば、実質的に弱い今

までの沿岸漁業の経営者は、とうてい力の強いそういったものに対して太刀打ちできない。本質的には資本的に制圧せられていく。こういう形が出てくるのじゃないかと思つております。それらの点に対しては、私はやはり先ほど申しますとおり、改正すべき点を改正しない、そして漁協の健全な発達というものをかえつて阻害して、混乱に陥れていく。そういう一つの経営者の人によつて漁業が混乱させられる、漁協それ自身が混乱させられる。こういうことを考えますとき、われわれはどうして本案に賛成するわけに参りませんので、反対の意見を申し述べておきます。

○委員(橋原茂喜君) 他に御意見もございませぬければ、討論は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(橋原茂喜君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました藤野君提出の附帯決議案についてお諮りいたします。藤野君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

○委員(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○政府委員(中野文門君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま附帯決議が御決定に相なつたのでございまして、沿岸漁業の経営安定のために、すみやかに漁業共済制度の確立をはかり、特に養殖に於いての共済制度の整備拡充を期すべきであるという点でございしますが、政府といたしましては十分に御決議の趣旨を尊重いたしまして善処いたしたいと思つております。

○委員(橋原茂喜君) なお、ただいまの両案について、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきまして、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員(橋原茂喜君) この際、委員の異動を報告いたします。先ほど柴田栄君が辞任、その補欠として湯沢三千男君が選任されました。

○委員(橋原茂喜君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九三三、衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、去る十三日質疑は終局いたしました。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○櫻井忠郎君 私は自由民主党を代表して、次に述べる附帯決議を付して原案に賛成いたします。朗読いたします。

「畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案」附帯決議(案)

政府は速かに次の事項の実現を図るべきである。

一、畜産物の需給の見通し及び価格の決定等を的確ならしめるため必要な統計資料を整備すること。

二、牛乳及び豚肉等畜産物の流通及び価格形成の実態を徹底的に究明し、これが改善のため抜本的な対策を講ずること。

三、政府及び畜産振興事業団等において行なう畜産振興助成事業の調整を図り、助成体系に混乱を来すことなくその効率的な運用に努めること。

簡単に趣旨を申し上げたいと存じますが、畜産物の価格安定等に関する法律が制定されて、わずかな月日しかたつておりません。このたびの改正については賛成でございますが、ただ、私はこの質疑応答の際にも申し述べましたけれども、畜産物の価格を決定するための基本的な条項である生産費の調査等がはなはだ不明確であり、資料が少なく、政府の運用上支障があるように見られるのであります。か、少なくとも現在の法体系のもとにおいて十分に行政機構を運用いたしまして、統計資料を整備し、価格の決定に際しては、十分自信のあるような決定をしてほしいということでございます。

以上簡単に……

○安田徳雄君 本法案につきまして、私も日本社会党といたしましては反対の意思を表明いたします。

反対の理由は、まず、この畜産物の価格安定等に関する法律は、過ぐる臨時国会の終末におきまして、会期その他の国会審議の都合によりまして、十分な審議が当時の状況としてはでき得ませんでした。したがって、本院におきましては、当時の法案につきましては九項目の附帯決議をつけたわけであり、特に、私どもは農家の再生産を保障するという、こういう立場を堅持いたしまして、衆議院のほうにおきま

す。

それからいふ一つは、牛乳、豚肉等の流通過程及び価格の問題であります。この問題については、特に同僚の戸叶委員からも牛乳価格の問題についてきびしい追及がありました。私諸外国、特にヨーロッパの牛乳価格について昨年調べましても、日本のように生産者価格の三倍に近い消費者価格というものはヨーロッパには少なくともない。大体生産費からいっても四円前後、消費者価格は安いところは七円を切つて、一合当たり換算して高いたるところで十円、それが労働賃金が、日本がヨーロッパの大体三分の一、それなのに今の牛乳価格という点では、畜産奨励、将来伸びる産業だということを言つても、ほんとうの力が入つてこない。これは与野党を通じてぜひ的確な強力な措置をとつていただきたい、かよう考えるものでございまして、

第三番目は、この書いてあるとおりでございます。

しても、そういう立場からいたしましたし、本法案につきましては賛成をして

いてその経費を補助する。こういうことがおこな内容の一つになつておりま

の調整をするということではなくて、むしろ余つた牛乳をそのまま各県が学校

でも、生産者の手取り、この生産者の手取りは総額でありまして、正味にす

ぼつたところでもこの附帯決議の三つの項目は、これはさういふ政府にお

しても、そういう立場からいたしました、本法案につきましては賛成をして参ったわけでございました。その後、畜産物の価格安定につきましては、周知のように、牛乳におきましては、農家の手取りが五円ないし六円、一合について、ところが、これが最終的には三倍もはね上がって、はなはだしいところにおきましては十八円というような高い価格を示しているわけでございまして、生産者には手取りが少なく、消費者には高い、こういう現状が今日の国内にあるわけでございます。さらにまた、豚肉におきましても、畜産を振興する、こういう政府の宣伝にもかかわらず、現実には農家において豚を飼育しましたところ、結果におきましては、本年度二月以降の極端な値下がりをして参りました。ある地域におきましては、政府の行政指導によりまして、果敢におきまして、県の農業行政におきまして盛んに畜産を奨励して豚を飼わせましたところが、結果におきましては、前段申し上げましたような値下がりをして参りました。こういうことで、ついに自分でひそかに屠殺いたしましたとして、これを周辺の地域に売り渡して、環境衛生の取り締まりを受けまして、結局罰せられたというようにな、きわめて悲劇が生じておる地域も多々あるわけであります。したがいます、総じて畜産物の価格を安定する、これは、自後の経済諸情勢の中ではかえって非常に価格が保障されておらない、生産農家のために保障せられておらないという現況を呈しております。さうにまた、今回事業団の業務に、新たに国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業につ

いてその経費を補助する。こういうことがおまな内容の一つになっておりますが、いわば県において、学校給食をする場合に、これに事業団が補助をするというように、このこと自体が何か行政の面に統一といえますか、何か不満足なものが私は感ぜられるわけでございます。さらにまた、この農林省畜産局本来のいわば指導行政と、この事業団との畜産振興における行政との間におきまして、二元的な問題があるというようにも感ぜられるわけでございます。こういう点につきまして了解に苦しむところでございます。しかもこの学校給食が、事業団が経費を補助するということにおいて、今日牛乳は小、中学生、特に高校生というような青年層の発育にとつては、きわめて重要な国民的な食糧とも考えられる段階になっておりますときに、はたしてこの事業団の一部経費の補助というようなことで学校給食が進展するようにも考えられませんか。しかもこういうような問題につきましては、農林省の需給計画とさらに文部省の積極的な施策が行なわれなければ学校給食というものは前進しないわけでございます。資料をいただきましたけれども非常にまちまちでございます。たとえば長崎においては八千石、福岡においては六千石、ところが首都東京においては三千四百石というように、いわば低い数量を示しております。特に奈良県等におきましては四十七石だというように資料が計上されておりますが、こういうような問題につきまして、学校給食というものが全国的に、普遍的にこれが行なわれておらぬということになりますと、事業団は単にその需給

の調整をするということではなくて、むしろ余った牛乳をそのまま各県が学校給食に向ける、それに対して補助をするのだというように、単に機械的な操作しかないというようにも考えられるわけでございます。そういう意味合いにおきましてはなほ不満足とするものでございます。第三といたしましては、畜産物の価格安定ということが、問題は当初申し上げましたように、非常に農家の手取りを保障しておらない、再生産に通じておらないということが根本的に再検討されなければなりません。したがって、本法案につきましては、さらに積極的な改正を加えて、さきの臨時国会におきまして、私どもが決議いたしました附帯決議を十分配慮されたいところの根本的な改正案を出していただくべきであるという立場を堅持いたしまして、本法案につきましては、まことに簡単でございますが、反対の理由を申し上げた次第でございます。○天田勝正君 私は民社党を代表しまして、本改正案に賛成し、かつ櫻井君提出の附帯決議案にも賛成いたします。

この改正案は、不満足というならばまことに不満足であります。さらにまた、政府側のこれに対する勉強もはなはだ足りません。ここに多くの例をとる時間がございませぬが、現実には肉の値下がりには農家それ自体の損害になりましても、それが消費者の利益として返つてこないことは、皆さん御承知のとおり、あるいは乳製品につきましても、櫻井君がすでに附帯決議において、欧米諸国と比較されましたけれども、現に政府提出の資料におきましても、生産者の手取り、この生産者の手取りは総額でありまして、正味にすれば一合当たりすればせいぜい一円程度、それに対する卸から小売に至る手取りはまことに多額であります。しかも、これをたとえば償却及び経営者、店主の多少の手間というものを計算しますと、年間二百十六万円という数字が出てくるのであります。小売店くらいで一つの冷蔵庫を持つて、という程度で、月間十八万円の償却などというようなことはあろうはずがないので、実にこれは明瞭なことでありまして、この点をとらえても、私は政府が十分の資料を持つておられないということは明らかであると思ひます。それからさらに、それぞれの段階における価格差でありますけれども、この政府の提出の資料からいいますと、このごろこれに従業員が得がたいといひますけれども、しかし得がたいどころか、実に一人当たり一日に千五百円の給料を支払うことが可能な数字に相なっております。でありますから、人件費にかかるといふのは単なる業者の言いわけにすぎないのであつて、実はきわめて低賃金はそのまま据え置いて、この価格の値上がりはかつてこのようにした牛乳販売業者自身が皆吸い上げてしまふということが実情であります。これらのことについても十分な資料は整つておりません。かように不満足な点はありますけれども、さればそれじゃあ現行の法律でよろしいかというところになりますならば、それは多少とも前進したほうが消費者も生産者もよろしくなるといふことに相なるのでありますから、一応この法律には私も賛成し、しかし、ぎりぎりし

ばったところでもこの附帯決議の三つの項目は、これはぜひとも政府において配慮されなければならない問題であるのでありますから、十分御注意願いたいということを申し添えて賛成いたします。○森八三三君 ただいま議題の畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、私も原案に賛成すると同時に、櫻井委員提案の附帯決議にも心から賛意を表するわけであります。問題は、結局私はこの法律の運用の問題が非常に重点だと思ふのです。だから昨年の臨時国会で、この法律を私も政府原案に賛成をいたしました、可決をいたしました際にも、運営の面について数項目にわたる附帯決議をつけまして、そうして法律の趣旨が十分具体的に現れて参りますようなことを注文をつけたのです。特に価格の問題につきましては、政府原案が下位価格という表示をしておりましたのを、基準価格ということに修正いたしましたのであります。そういうような趣旨等につきましては十分意のあるところを了解して取り組んでいただくというところを申し上げておいたものであります。遺憾ながら今日私どもは趣旨が十分に具体化されておらぬということをお願い申し上げざるを得ないと思ふのであります。であればこそまた櫻井委員提案の三つの附帯決議がつけられたというわけなんです、どうかひとつ附帯決議が将来つきますように、十分ひとつ誠意を持って取り組んでもらいたいと思ひます。附帯決議に対してはいつても政務次官なり大臣から、その趣旨を尊重して善処いたしますという判断で押しただようなことを毎回聞くのですけれど

も、一向御答弁が実現されておらない。同じ法律の改正案が出るたびにまた同じような趣旨の附帯決議を繰り返して、繰り返してやることは、実に私は国会の権威からいってもおかしいし、いやと思うのです。この次にどうしても改正案が出ると思いますが、そんなときに重ねてこんな附帯決議がつけられぬようにしっかりとやらせてもらいたいというのを希望いたしますして賛成の意を表します。

○委員長(橋原茂喜君) 他に御意見もございませんければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋原茂喜君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中櫻井君から提出されました附帯決議案についてお諮りいたします。櫻井君提出の附帯決議案を本委員会の附帯決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋原茂喜君) 全会一致と認めます。よって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他

自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋原茂喜君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

この際、発言を求められておりますので、これを許します。中野政務次官。

○政府委員(中野政務次官) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、貴重な附帯決議が付けられたのでございまして、政府といたしましては附帯決議の趣旨を十分に尊重いたしまして善処いたしたいと存じます。以上。

○委員長(橋原茂喜君) 本日はこれをもって散会いたしたいと思います。

午後五時五十五分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、とん価安定施策強化に関する請願(第二六七号)

一、解放農地補償に関する請願(第二六八三号)(第二六八四号)(第二六八六号)(第二七一七号)(第二七一八号)(第二七一九号)(第二七二五号)(第二七二七号)(第二七三三号)(第二七三九号)(第二七四三号)(第二七四四号)(第二七四五号)(第二七五五号)(第二七五七号)(第二七五九号)(第二七六〇号)(第二七六二号)(第二七六三号)(第二七六四号)(第二七六五号)(第二七六六号)(第二七六七号)(第二七七八号)(第二七七八号)(第二七七八号)

一、外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願(第二六八五号)

一、食糧管理法改正反対に関する請願(第二七二五号)

一、農業災害補償制度の抜本的改正に関する請願(第二七二六号)

一、食糧管理法改正等反対に関する請願(第二七三九号)

一、冷凍さんまの滞貨一掃のための応急措置等に関する請願(第二七三〇号)

一、北洋さけ、ます漁業の自主規制措置に関する請願(第二七七一号)

第二六六七号 昭和三十七年三月三十日受理

とん価安定施策強化に関する請願

請願者 山形県酒田市山居町五二ノ一庄内義隆連絡協

議院内 佐久間恒外五

名

紹介議員 白井 勇君

最近の養とん事情は、とん価の暴落に加えて流通飼料の値上り等のため、養とん農家は極度に圧迫され、生産基盤は大きく動揺し、養とんの前途に暗影を投げかけている。すでに制定せられた畜産物価格安定法の完全な実施とその効果に関して、農民並びに系統農協としては大きな希望をいだいては、期待に反してこれの発動がなはだしく遅れているため、養とん農家の不安と動揺は極度に達し、農業構造改善の一中核である養とんの振興に一大危機を招来しているから、同法制定の経緯にかんがみ、(一)早急に安定基

準価格は再生産を確保し得る価格(枝肉卸価格キロ当り三百円)とし、これの買上げ範囲を拡大すること、価格決定の基礎となる肉とんの生産費については、従来系統農協が調査してきた結果を活用するとともに、格付を公平に行ない買上げ範囲を上もののみでなく中ものもこれに加えること、(二)とん肉の消費拡大に当つては、すみやかに恒久的な施策を講じ、このため、(1)とん肉の大衆化に伴い、とん肉が魚介類販売業者においても販売されるよう食品衛生法を近代的に改正すること、(2)学童の体位向上のため、とん肉を広く採用するよう措置すること、(三)最近の大暴落については、一月十八日以降、系統農協が取り扱った肉とんにつき、生産価格枝肉キロ当り三百円を基準として、これの損害を補てんするよう取り計らうこと、(四)系統農協自主調整保管の実施を円滑化(産地調整保管)する措置を講ずること等適切な施策を実施せられたいとの請願。

第二六八三号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市藤田町二八八 鈴木久次郎

外五十七名

紹介議員 郡 祐一君

昭和二十一年十月二十一日公布の自創法及び二十五年七月制定の強制譲渡令による農地改革がいかに冷酷無情な暴政であつたかはすでに衆知のところである。今日農業基本法の制定により新しく発足しようとする農政の転換期に際し、占領下の改革によつてゆがめられた農村の社会的、経済的不公正を是

正し、自由民主主義を基調とする新農村建設の第一歩として、農地補償の実現をはかるため、報償制度の早期確立を強く要請するとともに、その具体的措置として「農地被買収者等に対する交付金の交付に関する法律案」を今次国会に即時提出し、ぜひその成立を期せられたいとの請願。

第二六八四号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願(百九十六通)

請願者 富山県礪波市太田四、七三三 金子周造外百九十五名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二六八六号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願(二一一通)

請願者 大阪府泉佐野市日根野加茂健三外二十名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七一七号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願(三通通)

請願者 広島県賀茂郡八本松町大字原五、五〇八上

野初基外二十三名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二六八三号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市藤田町二八八 鈴木久次郎

外五十七名

紹介議員 郡 祐一君

昭和二十一年十月二十一日公布の自創法及び二十五年七月制定の強制譲渡令による農地改革がいかに冷酷無情な暴政であつたかはすでに衆知のところである。今日農業基本法の制定により新しく発足しようとする農政の転換期に際し、占領下の改革によつてゆがめられた農村の社会的、経済的不公正を是

正し、自由民主主義を基調とする新農村建設の第一歩として、農地補償の実現をはかるため、報償制度の早期確立を強く要請するとともに、その具体的措置として「農地被買収者等に対する交付金の交付に関する法律案」を今次国会に即時提出し、ぜひその成立を期せられたいとの請願。

第二六八四号 昭和三十七年三月三十日受理

解放農地補償に関する請願(百九十六通)

請願者 富山県礪波市太田四、七三三 金子周造外百九十五名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七一八号 昭和三十七年三月三十日受理

紹介議員 下條 康磨君

森小右エ門外四十一名

田産業株式会社内 町

土岐市役所内

第二七一八号 昭和三十七年三月三十一日受理
解放農地補償に関する請願(二百十五通)
請願者 大分県佐伯市大字池田 一、九一五 肥川由恵
外二百十四名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七一九号 昭和三十七年三月三十一日受理
解放農地補償に関する請願(七百二十六通)
請願者 滋賀県大津市雄琴町 古川武一良外七百二十五名
紹介議員 下條 康彦君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七三三号 昭和三十七年四月三日受理
解放農地補償に関する請願(二十三通)
請願者 岐阜県養老郡上石津村 一之瀬 桑原四郎外十二名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七七四号 昭和三十七年四月三日受理
解放農地補償に関する請願(八十八通)
請願者 栃木県河内郡上三川町 多功一、八四一 久松 実然外千五百六十一名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七三五号 昭和三十七年四月二日受理
解放農地補償に関する請願
請願者 京都府久世郡久御山町 東一口 神馬重造外十二名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七五五号 昭和三十七年四月二日受理
解放農地補償に関する請願(六百九十三通)
請願者 和歌山県有田市宮原町 須谷二一〇 伊藤みつ 多外六百九十二名
紹介議員 下條 康彦君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二七八二号 昭和三十七年四月四日受理
解放農地補償に関する請願(四十二通)
請願者 富山県東礪波郡井波町 飛騨屋一、一三四 杉 飛騨屋一、一三四 杉

森小右エ門外四十一名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二六八三号と同じである。

第二六八五号 昭和三十七年三月三十日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 東京都千代田区神保町 三ノ八専修大学内 森 下澄男外一名
紹介議員 田畑 金光君
豊年製油株式会社は、世界最大の油脂コンツェルンである英国ユニレバ社と提携し「豊年リパ」社を設立、日本において新たにマーガリン、ショートニング及びラードの生産販売を始めるため外資法による許可申請を行なっているが、本件はわが国の中小企業を不当に圧迫し、産業秩序を著しくくわし、既存業者を危地におとしめるもので、国民生活に不利な利益を与えるものではないと認められるので、請願者等全国の製造業者は右事業の実現に對し業界あげて反対を決議し、関係各方面に對して猛烈な反対運動を展開しているところであるから、外資及び技術導入による右事業阻止につき、すみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二七〇四号 昭和三十七年三月三十一日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 福岡県山門郡瀬高町 田産業株式会社内 釘 島七郎外一名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七二〇号 昭和三十七年四月二日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市三反田一 三三ノ一明治油脂株式会社 尼崎工場内 児玉 憲二外二名
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七二二号 昭和三十七年四月二日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社内 山中長七郎外一名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七二七号 昭和三十七年四月二日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 大阪府柏原市大字市村 一八ノ一岡村製油株式会社 取締役社長 岡村 国雄
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七七八号 昭和三十七年四月四日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社

社取締役社長 野田喜 三郎外二名
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七五六号 昭和三十七年四月三日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社 取締役社長 塚本 信男
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七五七号 昭和三十七年四月三日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 大阪府柏原市大字市村 一八ノ一岡村製油株式会社 取締役社長 岡村 国雄
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七七八号 昭和三十七年四月四日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社

第二七七八号 昭和三十七年四月四日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社

第二七七八号 昭和三十七年四月四日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社

第二七七八号 昭和三十七年四月四日受理
外資及び技術導入による豊年リパ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区坂口通一 一七 六甲バター株式会社

組合内 弥納正宏外二名
紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七九号 昭和三十七年四月四日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷五ノ二五株式会社三和食品工業所内 山口信司 外二名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七八〇号 昭和三十七年四月四日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原町三ノ八五七ホシ産業株式会社社内 秋山藤吾外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二七八一号 昭和三十七年四月四日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷五ノ二五株式会社三和食品工業所内 毛利隆 外二名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二八一六号 昭和三十七年四月五日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社社内 高橋敏文

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二八一七号 昭和三十七年四月五日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市三反田一三三ノ一 明治油脂株式会社社内 渡辺 九一郎外二名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二八一八号 昭和三十七年四月五日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都文京区高田豊川町六〇 中沢秀男外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

じである。

第二八一九号 昭和三十七年四月五日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷五ノ二五株式会社三和食品工業所取締役社長 毛利喜一郎外二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二六八五号と同じである。

第二二二四号 昭和三十七年四月二日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願(十二通)

請願者 千葉県八日市場市大浦一、〇二〇 江波戸平 一郎外二千九百五十七名

紹介議員 木島 義夫君

「臨時肥料需給安定法」並びに「硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法」の立法精神は、合理化の促進と輸出赤字の国内消費者への非転嫁であり、これが廃止は農民に不安と不利益を及ぼし、硫安工業の合理化を停滞させることは明らかであるから、この二法を廃止することなく、合理化の徹底的な具体策を確立し、国内価格の決定にあつてもバラクライン方式を堅持する等、正常な二法の運営を図られたいとの請願。

第二二七二号 昭和三十七年四月三日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡守山町赤の井 松田権二外二百四十名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二二五号 昭和三十七年四月二日受理

食糧管理法改正反対に関する請願(十二通)

請願者 千葉県八日市場市小高二二〇 石井佐重外三千七十九名

紹介議員 木島 義夫君

現行農業災害補償制度は、農民の利益に一致していないから、農業災害補償制度の抜本的改正を行なわねばならない。この改正にあつては、すくなくとも農業災害補償制度協議会等申すおりのものとして、すみやかに実現するようにせられたいとの請願。

第二二七三九号 昭和三十七年四月二日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 福井市二日市町 加藤 正範外百十九名

紹介議員 野溝 勝君

食糧管理法の改正、農地法、農業協同組合法、農業災害補償法等の一部改正及び地主補償を国会で承認しないようにせられたいとの請願。

第二二七〇号 昭和三十七年四月三日受理

冷凍さばの滞貨一掃のための応急措置等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

昭和三十六年度岩手県内在庫冷凍さばの滞貨一掃のための応急措置として、(一)政府は緊急事態に即応した金融措置をすみやかに講ずること、(二)県は金融機関における資金緩和策の一環として原資金の一部を預託すること、等を実施せられたい。また、さんま魚恒久対策として、(一)政府は魚価安定基金制度を刷新し、積極的運営方途を講ずるとともに魚かす並びに冷凍さんまの最低価格を保障する等万全の措置を講ずること、(二)政府は外国産ミールの輸入、北洋ミールの放出、

又は河川において水産動植物の繁殖を妨げる行為を禁止すること、

3 組合が第一項第二号の事業を行う業を行なうことができない。

第七条第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及

北洋にしんその他の無計画放任状態に抜本的な検討を加え、国産多獲性大衆

業を行なうことができない。

3 組合が第一項第二号の事業を行う業を行なうことができない。

又は河川において水産動植物の繁殖を妨げる行為を禁止すること、

業を行なうことができない。

北洋にしんその他の無計画放任状態に
抜本的な検討を加え、国産多獲性大衆
魚の生産者及び加工流通業者に重圧に
ならないよう調整措置を講ずること、
(三)政府はさま漁業操業期の前後に
ついて期間短縮の実効をおさめるよう
措置を講ずること等の実現のため、特
段の配慮をせられたいとの請願。

第七七十一号 昭和三十七年四月三
日受理
北洋さけ、ます漁業の自主規制措置に
関する請願
請願者 岩手県議会議長 山崎
梅三

紹介議員 谷村 貞治君
伝えられるさけ、ます漁業に対する国
内自主規制の措置案は、既に準備を控
えている関係漁業者にとつてはまことに
重大な死活問題であり、業界はこれ
がため非常な混乱をきたしている。こ
の漁業の盛衰については岩手県におい
ても常に重大な関心をもっているもの
であり、これが決定にあたつては関係
漁業者の意見を十分に尊重し適切な措
置を講ぜられたいとの請願。

四月十四日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、水産業協同組合法の一部を改正
する法律案(衆)

水産業協同組合法の一部を改正す
る法律案

水産業協同組合法の一部を改正
する法律

本産業協同組合法(昭和二十三年
法律第二百四十二号)の一部を次の
ように改正する。

第七案第一項中「左の組合以外の
組合」を「組合」に改め、同項各号及
び同条第二項を削る。

第十一号第一項第十二号を同項第
十四号とし、同項第十三号を同項第
十三号とし、同項第十四号中「技術」を
「経営及び技術」に「及び」を、漁村
の生活の改善及び文化の向上並び
に「に改め、教育」の下に「及び指導」
を加え、同号を同項第十二号とし、
同項第九号を同項第十一号とし、同
項第八号中「漁船保険」の下に「若し
くは水産業協同組合共済会の行なう
共済」に改め、同号を同項第十号と
し、同項第一号から第七号までを二
号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び
第二号として次のように加える。

一 漁業権又は入漁権の保有及び
管理

二 漁業の経営

第十一号第四項中「第一項第一号
又は第二号」を「第一項第三号又は第
四号」に改め、同項を同条第七項と
し、同条第三項を同条第六項とし、
同条第二項中「前項」を「第一項」、
「同項第一号又は第二号」を「同項第
三号又は第四号」に改め、同項を同
条第五項とし、同条第一項の次に次
の三項を加える。

2 第十九条第一項の規定により組
合員に出資させ、かつ、その行な
う前項第二号の事業(これに附帯
する同項第十四号の事業を含む。
以下第四項までにおいて同じ。)に
常時従事する組合員又は組合員と
世帯を同じくする者が当該事業に
常時従事する者の三分の二以上で
ある組合以外の組合は、同項の規
定にかかわらず、同項第二号の事

業を行なうことができない。

3 組合が第一項第二号の事業を行
なうには、組合員の三分の二以上
の書面による同意を必要とする。

4 第一項第二号の事業を行なう組
合が第二項の規定によりその事業
を行なうことができないこととな
つた場合には、遅滞なく、その旨
を行政庁に届け出るとともに、そ
の事業を廃止するため必要な定款
の変更をしなければならぬ。こ
の場合には、組合は、定款の変更
があるまではその事業を行なうこ
とができる。

第十二条第一項中「前条第一項第
五号」を「前条第一項第七号」に改め
る。

第十六条第一項中「第十一号第一
項第十一号」を「第十一号第一項第
十三号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十八条を次のように改める。

(組合員たる資格)
第十八条 組合の組合員たる資格を
有する者は、左に掲げる者とす
る。

一 組合の地区内に住所を有し、
かつ、漁業を営み又はこれに従
事する日数(漁業法(昭和二十四
年法律第二百六十七号)第二百
七条に規定する内水面におい
て漁業を営み若しくはこれに従
事し、又は河川において水産動
植物の採捕若しくは養殖をする
者を主たる構成員とする組合
(以下「内水面組合」という。)に
あつては、内水面において漁業
を営み若しくはこれに従事し、

又は河川において水産動植物の
採捕若しくは養殖をする日数)
が一年を通じて三十日から九十
日までの間で定款で定める日数
をこえる漁民及び河川において
水産動植物の採捕又は養殖をす
る個人

二 組合の地区内に住所又は事業
場を有する漁業生産組合

三 組合の地区内に住所又は事業
場を有する漁業を営む法人(組
合及び漁業生産組合を除く。)で
あつて、その常時使用する従業
者の数が百人以下であり、か
つ、その使用する漁船(漁船法
(昭和二十五年法律第七十八
号)第二条第一項に規定する漁
船をいう。以下同じ。)の合計総
トン数が二百トン以下であるも
の

2 組合(河川において水産動植物
の採捕又は養殖をする者を主たる
構成員とする組合を除く。)の地区
が市町村又は特別区の区域をこえ
るものにあつては、定款の定める
ところにより、前項の規定により
組合員たる資格を有する者を特定
の種類の漁業を営む者又はこれに
従事する者に限ることができ
る。

3 前項の規定により組合員たる資
格を有する者を特定の種類に漁業
を営む者又はこれに従事する者に
限る組合(以下「業種別組合」とい
う。)にあつては、第一項に規定す
る者のほか、左に掲げる者は、当
該組合の組合員たる資格を有する
者とする。

一 組合の地区内に住所又は事業
場を有する漁業を営む法人(組
合及び漁業生産組合を除く。)

合及び漁業生産組合を除く。)
であつて、その常時使用する従
業者の数が三百人以下であり、
かつ、その使用する漁船の合計
総トン数が千トン以下であるも
の

二 組合の地区の全部又は一部を
地区とする漁業を営む組合

4 組合(内水面組合を除く。)は、
定款の定めるところにより、第一
項第一号の規定により組合員たる
資格を有する者を漁業を営み又は
これに従事する者であつてその営
み又は従事する日数が一年を通じ
て九十日から百二十日までの間で
定款で定める日数をこえるものに
限ることができ
る。

5 組合は、前四項に規定する者の
ほか、左に掲げる者であつて定款
で定めるものを組合員たる資格を
有するものとする。以下同じ。
一 前四項の規定により組合員た
る資格を有する者以外の漁民又は
河川においては水産動植物の
採捕若しくは養殖をする者

二 業種別組合以外の組合にあつ
ては、当該組合の地区内に住所
又は事業場を有する漁業を営む
法人(組合及び第一項第二号又は
第三号の規定により当該組合
の組合員たる資格を有する法人
を除く。)であつて、その常時使
用する従業者の数が三百人以下
であり、かつ、その使用する漁
船の合計総トン数が千トン以下
であるもの

以下である水産加工業を営む法人

四 組合の地区の全部又は一部を地区とする組合（業種別組合にあつては、第三項第二号の規定により組合員たる資格を有する組合を除いた組合）

第三十二条第一項ただし書中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「第十一項第三号から第五号まで」を「第十一項第一号第五号から第七号まで」に改める。

第三十四条第七項中「組合員（准組合員を除く。）」を「准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）」に、「設立の同意を申し出た漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの（法人にあつては、その役員）」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 前項本文の准組合員以外の組合員又は同項ただし書の設立の同意を申し出た者は、内水面組合以外の組合にあつては、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日以上である者でなければならぬ。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（理事の忠実義務）

第三十五条の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたとき

は、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十三条第一項中「第十一項第一号第三号から第五号まで」を「第十一項第一号第五号から第七号まで」に改める。

第四十五条中「役員には、」を「理事には、」に、「第五十六條まで、第五十九條及び第六十一條第一項を、第五十五條まで及び第六十一條第一項の規定を、監事には第三十五條の二及び民法第五十九條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十五條の二 役員職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 第四十一條の規定は、前項の総会の招集について準用する。

第五十二條第七項中「組合」の下に「（内水面組合を除く。）」を加える。

（専門審議会）

第五十二條の二 組合は、定款の定

めるところにより、理事の諮問に應じて、漁業権又は入漁権の管理に関する事項、漁業に従事する者である組合員の福祉の増進に関する事項その他組合の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、それぞれの事項ごとに、専門審議会を設けることができる。

2 専門審議会は、その所掌に属する事項に關し、理事に意見を述べることが出来る。

3 専門審議会の委員は、定款の定めるところにより、組合員のうちから総会において選任する。

4 第三項に規定するもののほか、専門審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定める。

第五十五條第一項中「第十一項第一号第三号から第五号まで」を「第十一項第一号第五号から第七号まで」に改め、同条第四項中「第十一項第一号第十号」を「第十一項第一号第十二号」に改める。

第五十六條第二項中「五分」を「一割」に改める。

第五十九條中「二十人以上の漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」となろうとする者五十人以上に改める。

第六十一條第一項及び第三項中「漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」となろうとする者」に改める。

（設立の認可）

第六十四條 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたとき、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十五條の次に次の一条を加える。

（設立の認可の取消）

第六十六條の二 組合が第六十三條第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。

第六十八條第三項中「第六十四條」を「第六十四條第一号」に改め、同条第四項中「二十人」を「五十人」に改める。

第八十五條第二項中「一割」を「二割」に改める。

第八十六條第三項中「第五十九條及び」を「第五十九條中「五十人」とあるのは「七十」と、」に改め、同条第四項中「二十人」を「五十人」に改める。

第八十七條第一項第九号中「漁船保険」の下に「若しくは水産業協同組合共済会の行なう共済」を加え、同項第十一号中「技術」を「経営及び技術」に、「及び」を「、漁村の生活改善及び文化の向上並びに」に改め、「教育」の下に「及び指導」を加える。

第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第八十七條」を「前条第一項第七号」とあるのは「第八十七條第一項第五号」に、「第十一項第十一号」を「第十二項第十三号」に

改め、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項前段中「及び第四十九條から第五十八條まで」を「第四十九條から第五十二條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「（會員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十四條第八項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「設立の同意を申し出たもの」とあるのは「（設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十六條の二中「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行なう事業を除く。）」と読み替へるものとする。

第九十二條第四項中「第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるの

は「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」、同条第二項中「第六十條第一項及び第二項中「漁民」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者）」を構成するものとする。

は「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」、同条第二項中「第六十條第一項及び第二項中「漁民」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者）」を構成するものとする。

条から第五十八條まで」に改め、同

は「所屬員（准組合員及びこれを構成

第百條の十四第四項後段を次のよ

2 この法律の施行の際現に存する

は「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、同条第二項を「第六十一条第二項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條第四項中「五十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以下の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、第三十六條の二（当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所屬員の営む水産加工業並びに当該連合会の所屬員たる組合及び連合会及び当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と読み替えるものとする。

第九十六條第一項中「前条」とあるのは「第九十三條」を「前条第一項第七号」とあるのは「第九十三條第一項第五号」に改め、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項中「及び第三十五條から第五十八條まで」を「第三十五條から第五十二條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同条第四項中「第五十九條及び第六十條」を「第五十九條及び第六十條」と改め、同条第五項中「二十人」を「五十人」に改める。

第九十六條第一項中「前条」とあるのは「第九十七條」を「前条第一項第七号」とあるのは「第九十七條第一項第五号」に改め、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項前段中「第四十九條から第五十八條まで」を「第四十九條から第五十二條まで、第五十三

条から第五十八條まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「（會員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准組合員及びこれを構成する者を除く。））」と、第三十六條の二（当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所屬員の営む水産加工業並びに当該連合会の所屬員たる組合及び連合会及び当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。））」と読み替えるものとする。

第九十六條第一項中「前条」とあるのは「第九十三條」を「前条第一項第七号」とあるのは「第九十三條第一項第五号」に改め、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項中「及び第三十五條から第五十八條まで」を「第三十五條から第五十二條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同条第四項中「第五十九條及び第六十條」を「第五十九條及び第六十條」と改め、同条第五項中「二十人」を「五十人」に改める。

第九十六條第一項中「前条」とあるのは「第九十七條」を「前条第一項第七号」とあるのは「第九十七條第一項第五号」に改め、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項前段中「第四十九條から第五十八條まで」を「第四十九條から第五十二條まで、第五十三

は「所屬員（准組合員及びこれを構成する者を除く。））」と読み替えるものとする。

第九十六條の十四第四項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「（會員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八條第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第九十八條第二号の規定による組合員及びこれを構成する者を除く。））」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「（設立の同意を申し出た水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八條第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第九十八條第二号の規定による組合員及びこれを構成する者を除く。））」と読み替えるものとする。

第九十六條の十四第四項後段を次のように改める。

第九十六條の十四第四項後段を次のように改める。

第九十六條の十四第四項後段を次のように改める。

この場合において、第六十二條第六項において準用する第二十一条第一項ただし書中「第十八條第五項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「（准組合員）」と読み替えるものとする。

第九十六條の十四第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六百六十四條及び第六百六十五條」と、「第六十三條第二項及び第六百六十四條及び第六百六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六百六十四條及び第六百六十五條」と読み替えるものとする。

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

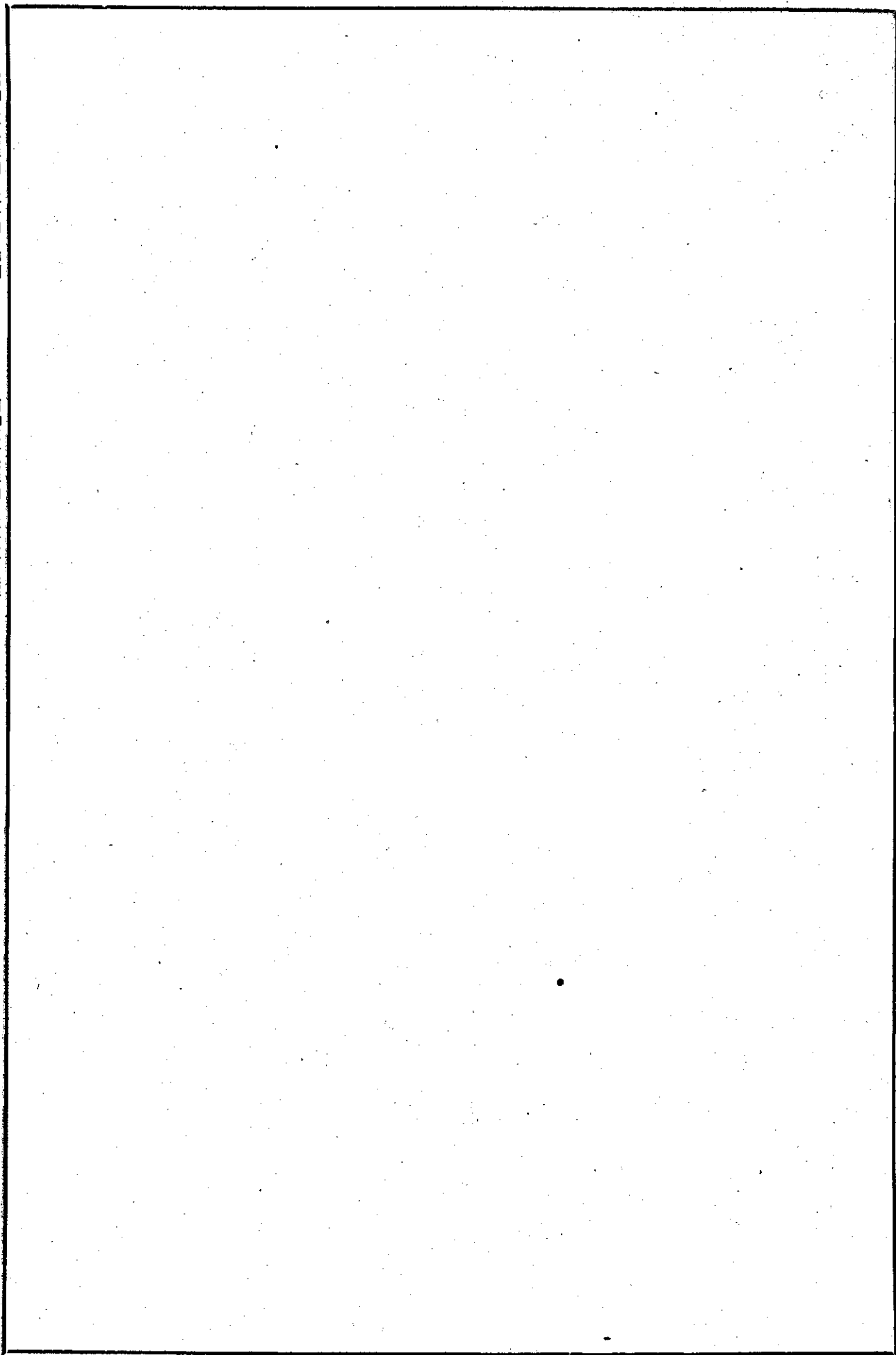
2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合でその組合員が五十人未満であるものについての改正後の水産業協同組合法第六十八條第四項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までは、同項中「五十人」とあるのは「二十人」とする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第七号及び第八号」を「第一条第一項第九号及び第十号」に改める。

6 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。



昭和三十一年四月二十四日印刷

昭和三十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局